

水戸市公共施設等総合管理計画

平成29年3月
(令和6年3月改訂)

水 戸 市

はじめに



少子化に伴う人口減少，高齢化の進行，激甚化・頻発化する自然災害等により，公共施設等に求められる役割や機能が変化しております。

本市におきましては，これまで，人口の増加や市民ニーズに応えるため，多くの公共施設等の整備に取り組んでまいりましたが，その中でも，昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて建設された多くの施設が，今後，改修や更新等の時期を迎えます。

また，更なる市民サービスの向上や本市の飛躍のため，健全な財政運営を堅持しながら，市役所本庁舎，えこみっと，市民会館，東町運動公園体育館を整備しました。

これらの公共施設等につきましては，厳しい財政状況の中，市民サービスを安定的に提供するため，適切な管理運営や計画的な改修等を進めていかなければなりません。

このような状況や国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂されたことを踏まえ，2017（平成 29）年に策定した「水戸市公共施設等総合管理計画」について，長期的な視点から総合的かつ計画的な公共施設等の管理をより一層推進するため，改訂しました。

今後は，本計画に基づく公共施設等マネジメントを推進し，市民サービスの向上を図りながら，次世代に継承できるよう，引き続き，公共施設等の適正化に全力を尽くしてまいりますので，市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2024（令和 6）年 5 月

水戸市長 **高橋 靖**

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 対象範囲	2
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	3

第2章 公共施設等の現況と課題

1 人口の現状と見通し	4
2 財政の状況	5
3 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見込み	7
4 現状と課題	13

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本方針	14
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	15

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設	18
2 インフラ資産	29

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制（全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策）	33
2 計画の進行管理（フォローアップの実施方針）	34

資料編

1 公共施設の将来の更新等費用	37
2 インフラ資産の将来の更新等費用	38
3 市民アンケート調査結果	41

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、かつては人口の増加や市民ニーズに対応するため、多くの公共施設等を整備してきましたが、少子化に伴う人口減少、高齢化の進行、自然災害の影響等により、公共施設等に求められる役割や機能が変化しつつあります。

本市の公共施設等の中には、昭和40年代後半から昭和50年代に建設された施設も多く、今後、これら施設の改修や建替えを行うには多額の費用を要することが見込まれます。

また、社会保障費の増大やエネルギー価格の高騰が続く一方で、税収の大きな伸びは望めないなど、厳しい財政状況が続く中、更なる人口減少等により公共施設等の利用状況が変化していくことが予想されます。

こうしたことから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な配置を実現することが必要となっております。

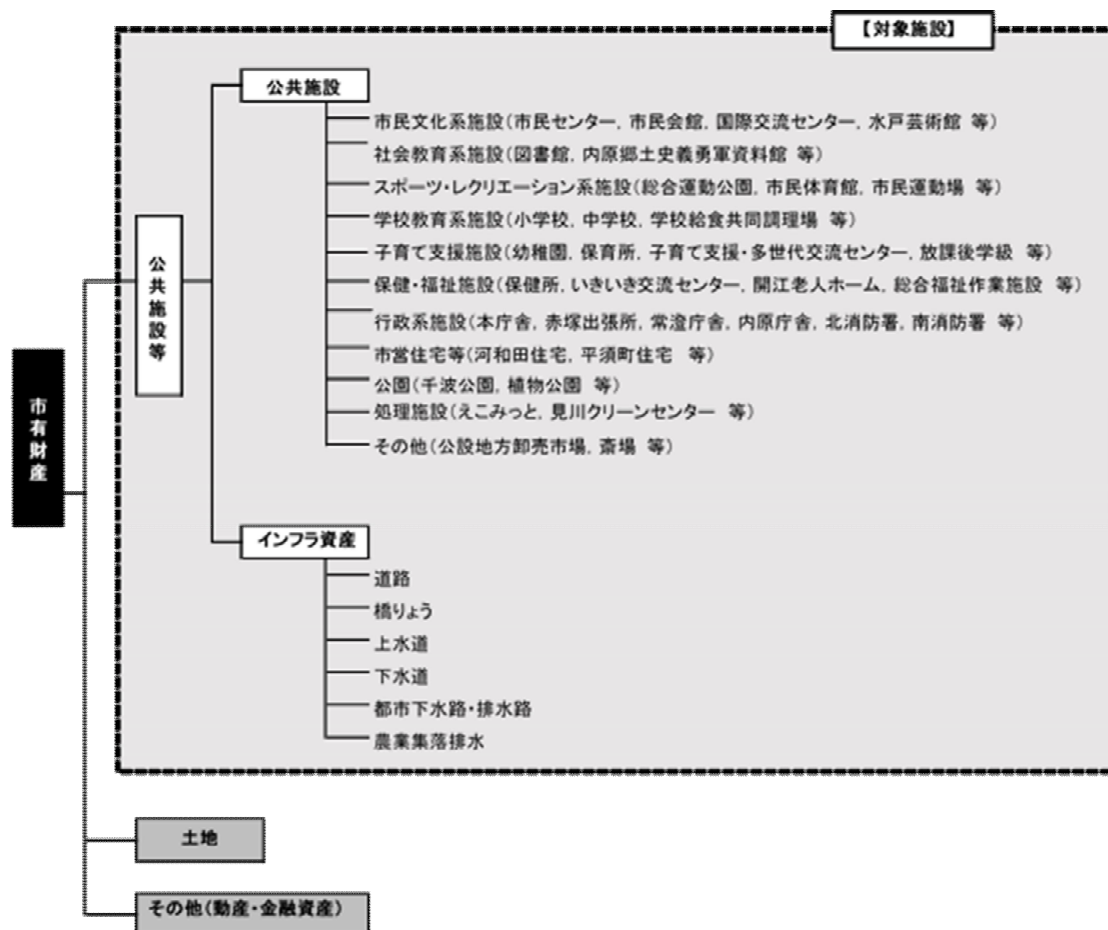
このような状況のもと、本市におきましては、長期的な視点により総合的かつ計画的な公共施設等の管理を行うため、平成29年5月に「水戸市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、市民会館や市役所本庁舎等の都市づくりの根幹となる施設の整備を効率的・効果的に進めてまいりました。

今般の見直しは、SDGsの理念や国の示す公共施設等総合管理計画の策定指針の改訂等を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランーや関連計画との整合を図るため計画を改訂するものです。

2 対象範囲

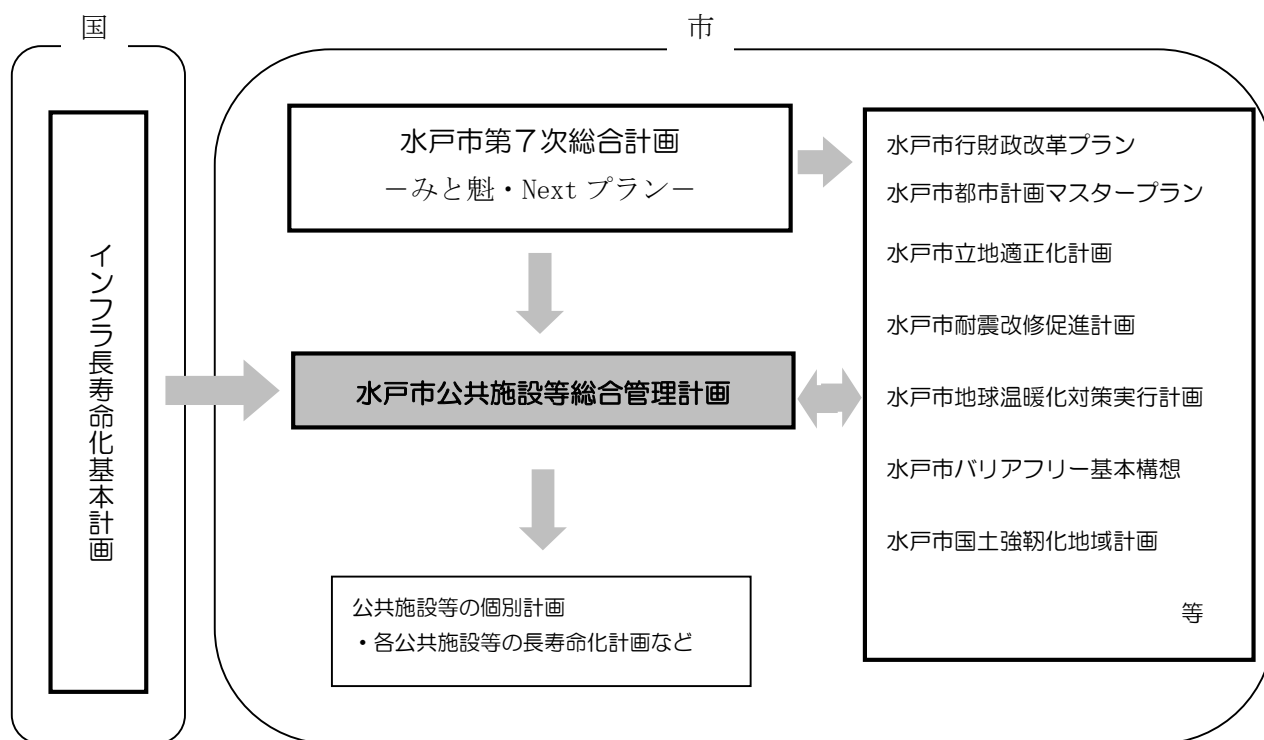
市有財産の物件に分類される公共施設及びインフラ資産（公共施設等）とします。

図1 対象範囲



3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「水戸市第7次総合計画－みと魁・Next プラン－」、国の「インフラ長寿命化基本計画」等との整合を図りながら策定するものであり、今後の公共施設等の個別計画の指針となるものです。



計画とSDGsとの関連性



4 計画期間

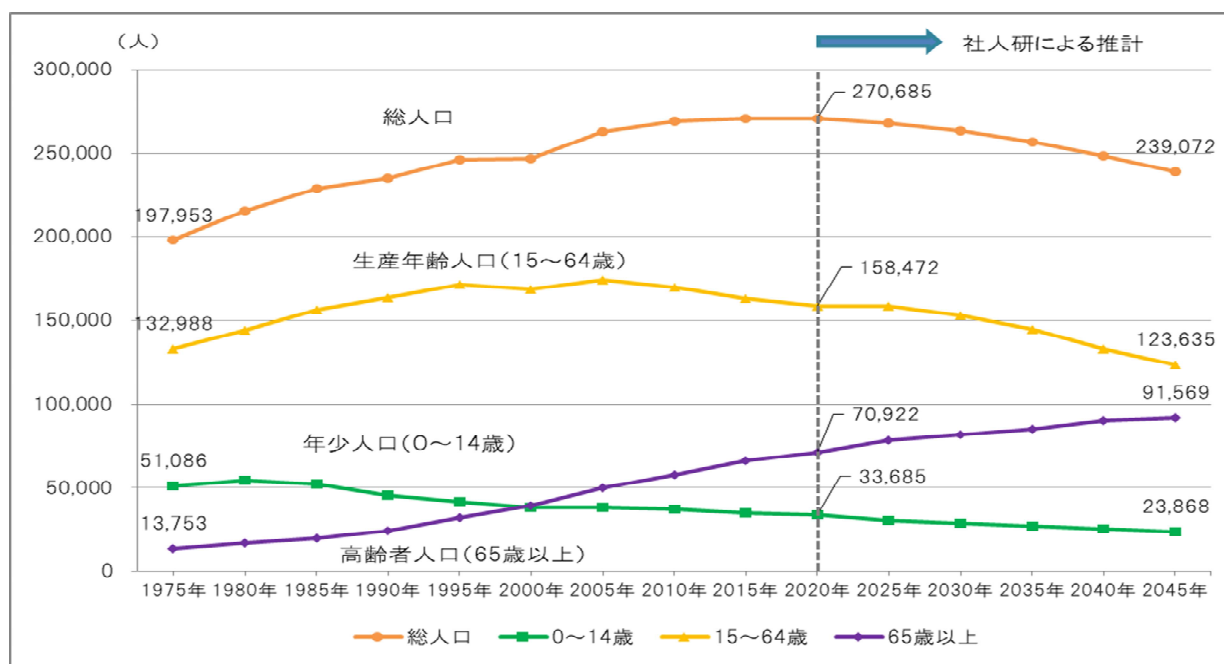
公共施設等の計画的な管理運営においては、中長期的な視点が不可欠であるため、2017（平成29）年度から2056（令和38）年度までの40年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとします。

第2章 公共施設等の現況と課題

1 人口の現状と見通し

本市の人口は、2020（令和2）年には約27万人でしたが、それ以降は減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所によると、2045（令和27）年には約23万9千人になると推計されています。また、総人口に占める年齢3区分別人口の割合は、年少人口、生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加が見込まれます。

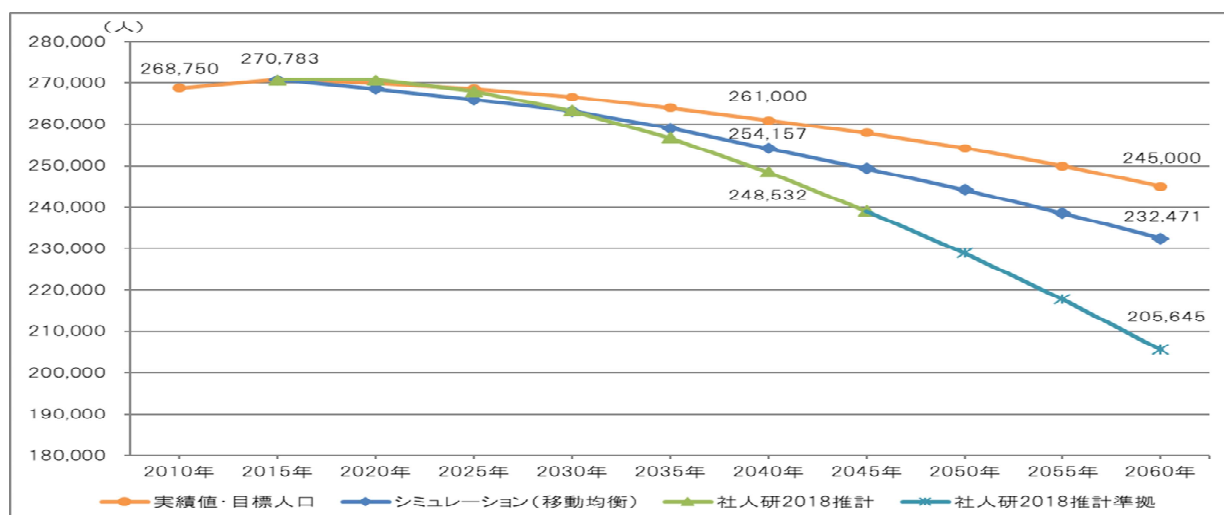
図2 総人口及び年齢3区分別人口の推移と見通し



※ 1975年から2020年までの総人口は、年齢不詳を含む。 (各年10月1日現在)

(資料 総務省統計局「国勢調査」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月）」)

図3 水戸市人口ビジョン（第2次）における将来人口の見通し



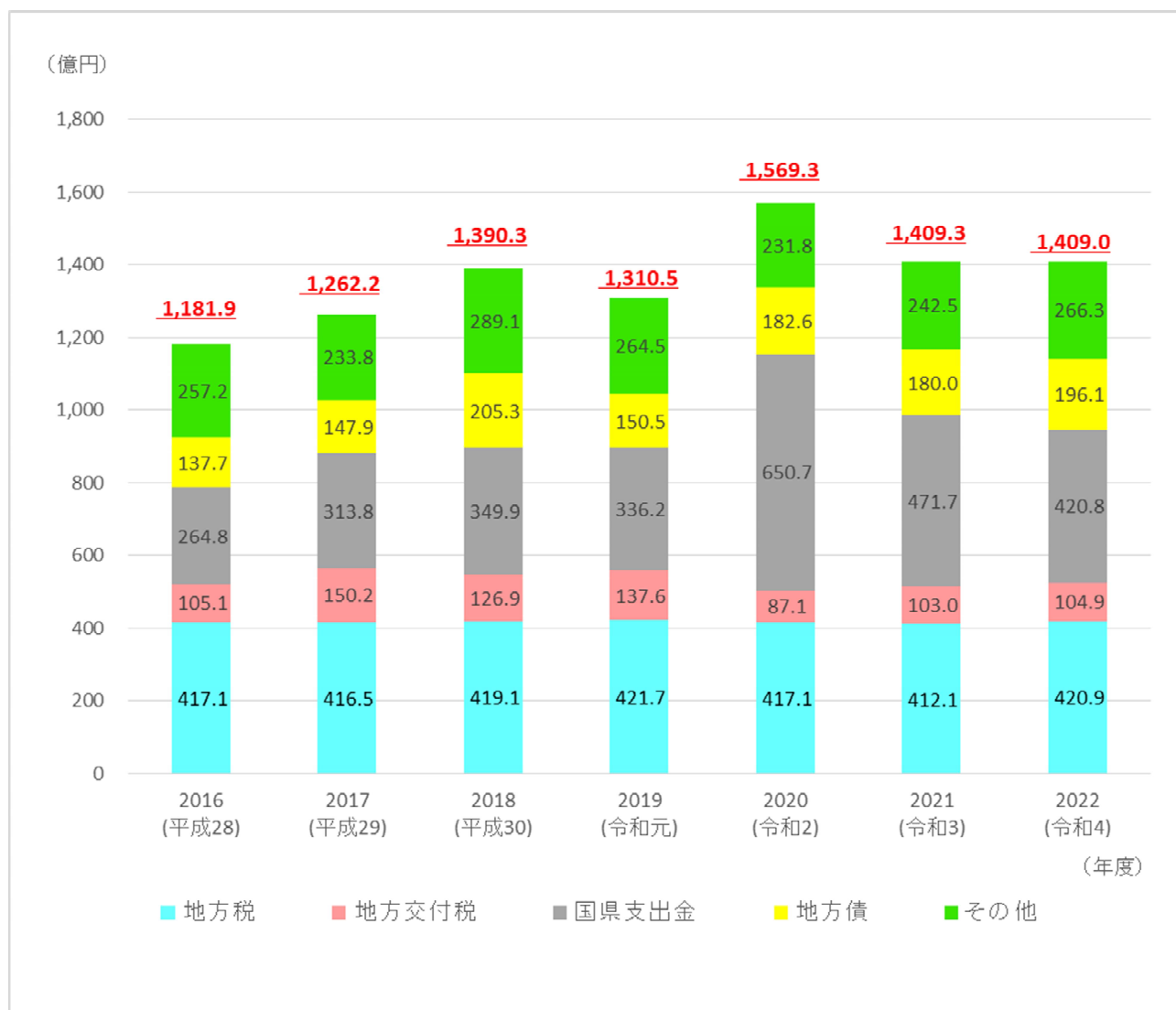
(資料 水戸市「水戸市人口ビジョン（第2次）」)

2 財政の状況

(1) 歳入の状況

歳入の根幹を占める市税収入は、税制改正や、新型コロナウイルス感染症対策として特例的に実施した軽減措置の影響等により変動していますが、概ね420億円で推移しています。収納対策の強化を図るとともに、移住・定住や企業誘致を促進することにより、税収の増加に取り組んでいます。今後、人口減少が進行することを踏まえると、大幅な伸びは期待できない状況です。そのため、市税に地方交付税や地方消費税交付金等を加えた、市の裁量で使途を決定できる一般財源の総額も現状から大きく増加することはないと想定しています。

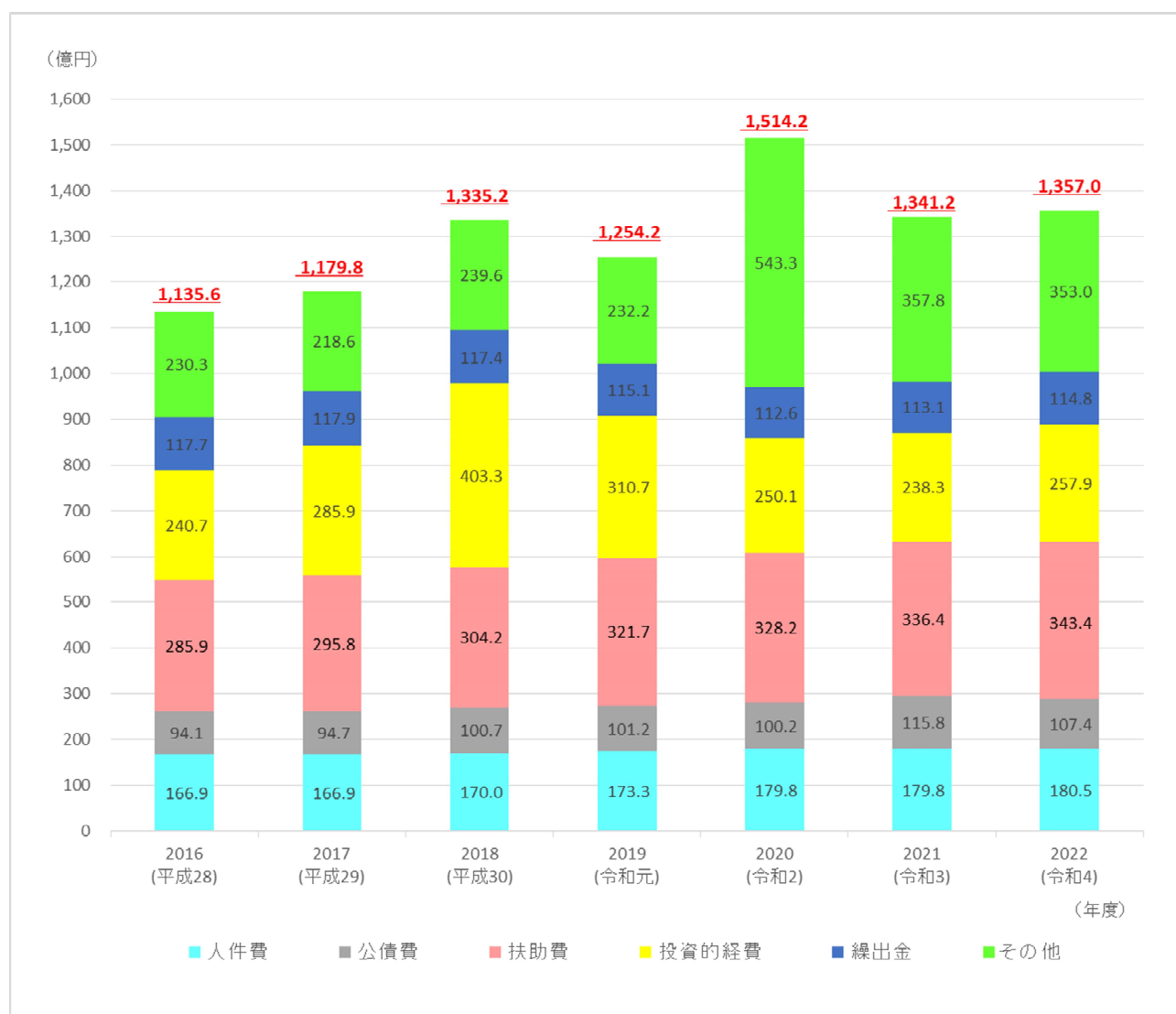
図4 歳入（一般会計決算額）の推移



(2) 歳出の状況

歳出の内訳を見ると、中核市移行に伴う職員定数の増加等により、人件費が増加しているとともに、高齢化の進行等により社会保障費である扶助費も増加を続けています。また、公債費については、4大プロジェクトをはじめとする大規模な投資的事業に係る市債償還等に伴い、一時的な増加が見込まれます。そのため、公共施設等の整備に要する経費である投資的経費は、事業の重要度や緊急性を十分見極めた上で、抑制に努める必要があります。

図5 歳出（一般会計決算額）の推移



3 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見込み

(1) 公共施設の状況

ア 保有状況と推移

本市の公共施設は、2022（令和4）年度末現在、383施設であり、総延床面積は約99万㎡です。内訳は、学校教育系施設が約31万㎡（約32%）と最も多く、次いで公営住宅が約23万㎡（約23%）、市民文化系施設が約7万㎡（約8%）であります。

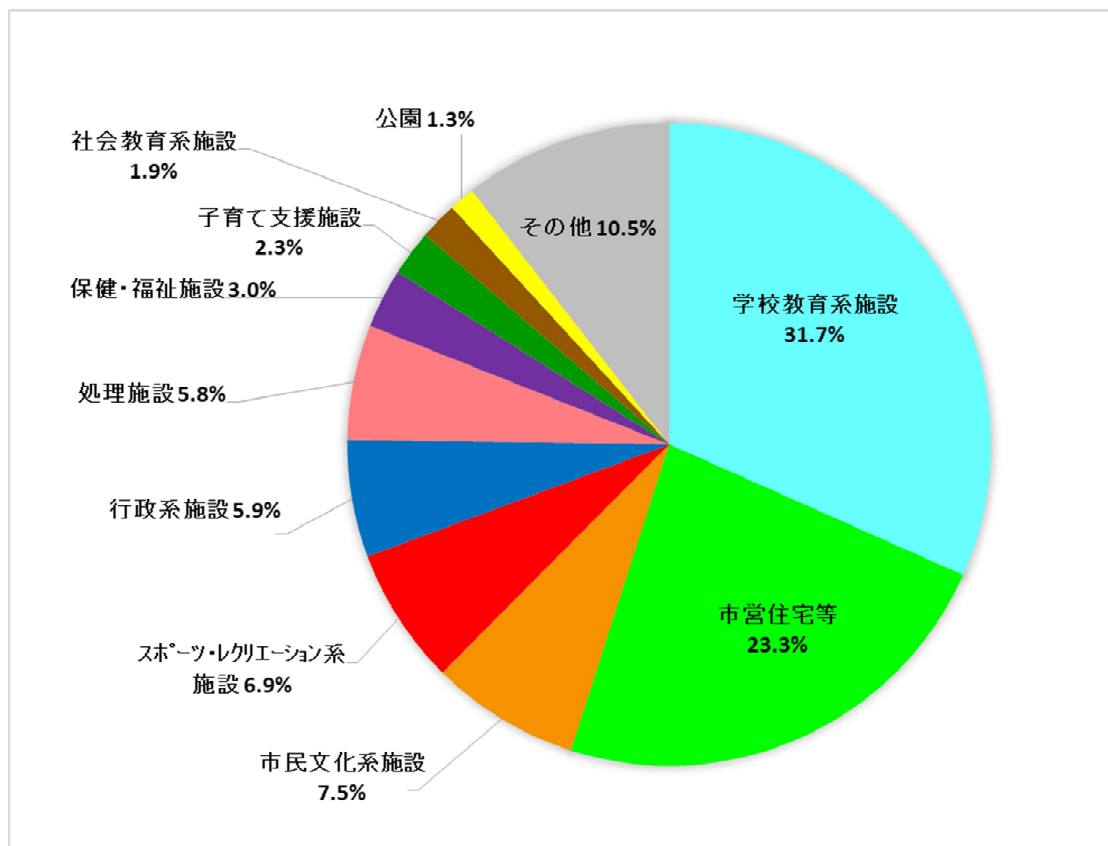
表1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設数（施設）			延床面積（㎡）			構成比（%）		
	2015 （平成27）年度	2022 （令和4）年度	増減	2015 （平成27）年度	2022 （令和4）年度	増減	2015 （平成27）年度	2022 （令和4）年度	増減
市民文化系施設	39	41	2	47,876	74,287	26,411	5.6	7.5	1.9
社会教育系施設	12	10	-2	18,142	19,083	941	2.1	1.9	-0.2
スポーツ・レクリエーション系施設	19	20	1	46,615	67,937	21,322	5.5	6.9	1.4
学校教育系施設	52	51	-1	312,030	314,116	2,086	36.7	31.7	-5.0
子育て支援施設	47	45	-2	24,383	22,414	-1,969	2.9	2.3	-0.6
保健・福祉施設	26	28	2	28,997	30,136	1,139	3.4	3.0	-0.4
行政系施設	44	48	4	17,010	58,532	41,522	2.0	5.9	3.9
市営住宅等	28	25	-3	231,192	230,693	-499	27.2	23.3	-3.9
公園	66	69	3	12,879	12,929	50	1.5	1.3	-0.2
処理施設	4	8	4	18,986	57,463	38,477	2.2	5.8	3.6
その他	31	38	7	93,197	104,133	10,936	10.9	10.5	-0.4
合計	368	383	15	851,307	991,723	140,416	100.0	100.0	-

※2022（令和4）年度末現在

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

図6 公共施設の施設分類別延床面積の構成比

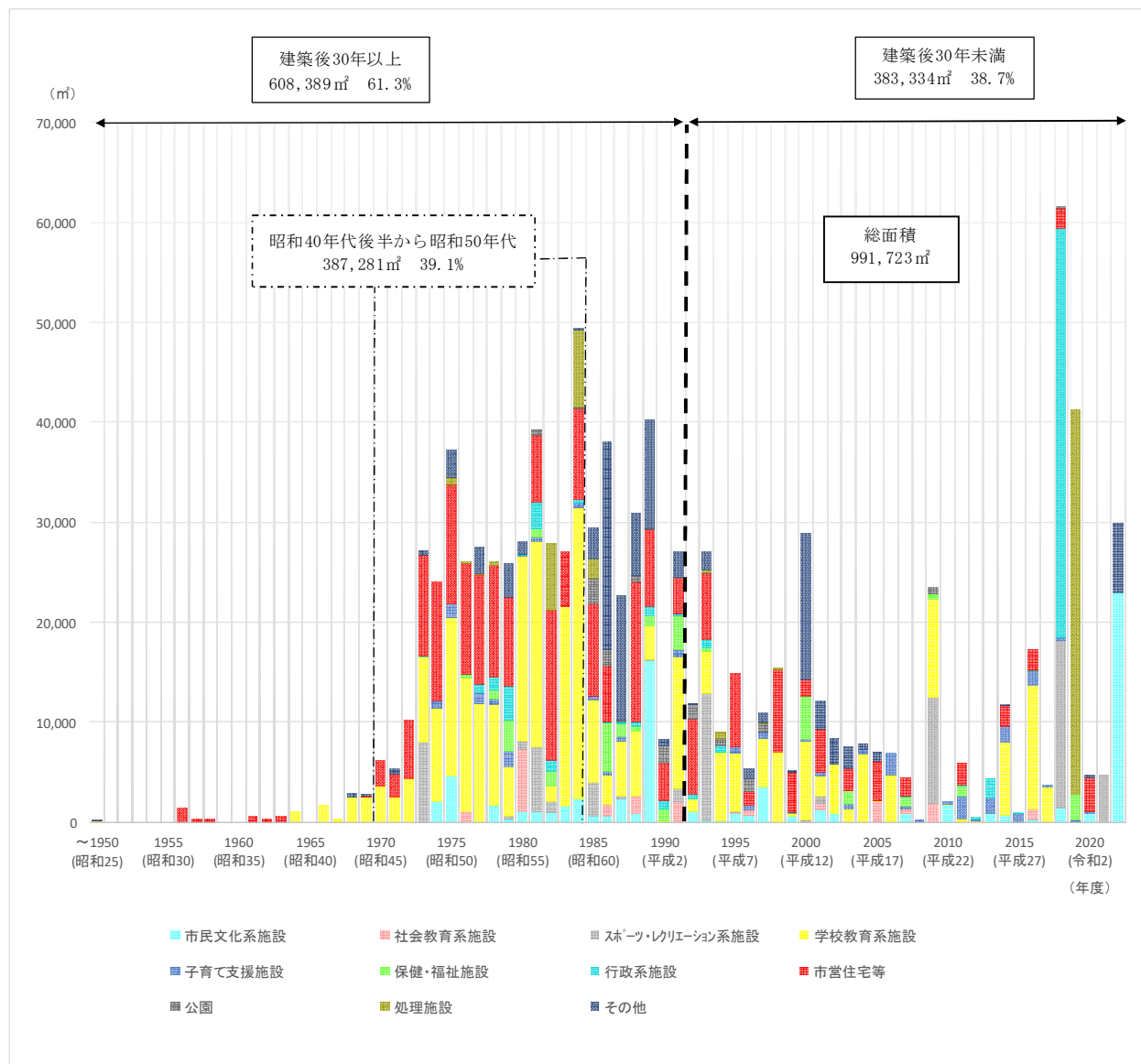


イ 整備状況

本市の建築後 30 年以上経過している施設の延床面積は、約 61 万㎡であり、全体の約 6 割を占めています。

一般的に鉄筋コンクリート造の建築物は、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で建替えが必要なため、今後、大規模改修や建替え等の施設の更新が一時期に集中する見込みです。

図7 公共施設の建築年別延床面積



(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、市民生活や産業を支える基盤であり、必要不可欠な施設です。また、利用者の安全性確保を前提として、災害時においても機能することが求められます。

本市が保有する主なインフラ資産は、2022（令和4）年度末現在、表2のとおりです。

表2 インフラ資産の保有状況

分類	種別	施設数量			
		年度	2015(平成27)年度末	2022(令和４)年度末	増減
道路	一級市道	延長	168 km	169 km	1 km
		面積	1,758,225 m ²	2,026,919 m ²	268,694 m ²
	二級市道	延長	95 km	95 km	－
		面積	755,828 m ²	849,627 m ²	93,799 m ²
	自転車歩行者道	延長	6.8 km	6.8 km	－
		面積	20,696 m ²	21,002 m ²	306 m ²
	その他市道	延長	1,900 km	1,934 km	34 km
		面積	8,686,711 m ²	10,112,983 m ²	1,426,272 m ²
	計	延長	2,170 km	2,204 km	34 km
面積		11,221,460 m ²	13,010,531 m ²	1,789,071 m ²	
橋りょう	橋りょう	本数	582 本	577 本	－5 本
		延長	6.2 km	6.2 km	－
		面積	53,178 m ²	56,152 m ²	2,974 m ²
上水道	上水道管	延長	1,775 km	1,804 km	29 km
	上水道施設	施設数	31 施設	20 施設	－11 施設
		面積	10,627 m ²	10,368 m ²	－259 m ²
下水道	下水道管	延長	1,196 km	1,296 km	100 km
	下水道施設	施設数	15 施設	15 施設	－
		面積	39,996 m ²	39,996 m ²	－
都市下水路・排水路	都市下水路・排水路	延長	456 km	566 km	110 km
	水質浄化施設	施設数	3 施設	3 施設	－
		面積	761 m ²	761 m ²	－
農業集落排水	管路	延長	184 km	186 km	2 km
	排水処理施設	施設数	15 施設	15 施設	－
		面積	4,351 m ²	4,351 m ²	－

※2022（令和4）年度末現在

(3) 本計画策定後に実施した主な対策の実績

2017（平成29）年度以降に実施した、主な対策は表3のとおりです。

表3 主な対策の実績

年度	主な対策
2017（平成29）年度	下大野小学校長寿命化改良工事（～2017（平成29）年度） 浜田小学校屋内運動場長寿命化改良工事 河和田住宅長寿命化改修工事（～2032（令和14）年度） 千波公園長寿命化改修工事（～2029（令和11）年度）
2018（平成30）年度	吉田小学校長寿命化改良工事（～2021（令和3）年度）
2019（令和元）年度	上大野小学校長寿命化改良工事（～2020（令和2）年度） 公設地方卸売市場再整備事業（～2028（令和10）年度）
2020（令和2）年度	酒門小学校長寿命化改良工事（～2022（令和4）年度） 緑岡市民センター長寿命化改修工事 寿市民センター長寿命化改修工事 千波市民センター移転改築工事（～2021（令和3）年度） 南消防署移転改築工事（～2022（令和4）年度）
2021（令和3）年度	渡里小学校長寿命化改良工事（～2022（令和4）年度） 三の丸小学校屋内運動場長寿命化改良工事 桜が丘住宅長寿命化改修工事 城東住宅長寿命化改修工事
2022（令和4）年度	石川小学校長寿命化改良工事（～2024（令和6）年度） 三の丸市民センター長寿命化改修工事 平須町住宅長寿命化改修工事（～2033（令和15）年度） 緑岡第1住宅長寿命化改修工事（～2026（令和8）年度）

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、「減価償却累計額／取得価額」で算出されます。

この割合が高いほど施設等の老朽化が進んでいるといえます。

本市における2021（令和3）年度の有形固定資産減価償却率は61.7%となっており、類似団体平均の63.9%と比較すると若干下回っている状況です。

表4 有形固定資産減価償却率の推移

年度	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度
水戸市	56.7%	60.5%	59.5%	60.3%	61.7%
類似団体平均値	58.3%	60.4%	60.9%	62.6%	63.9%

※類似団体：2019（令和元）年度以前は特例市，2020（令和2）年度以降は中核市

(5) 現在要している維持管理費

公共施設、インフラ資産の維持管理に要している費用は下表のとおりです。

表5 過去3年間平均の維持管理経費年額

普通 会計	公共 施設	市民文化系施設		931,890 千円
		社会教育系施設		291,320 千円
		スポーツ・レクリエーション系施設		1,012,387 千円
		学校教育系施設		769,708 千円
		子育て支援施設		170,382 千円
		保健・福祉施設		1,402,683 千円
		行政系施設		495,652 千円
		市営住宅等		278,092 千円
		公園		722,296 千円
		処理施設		1,104,757 千円
		その他		510,878 千円
	公共施設合計			7,690,045 千円
公 営 企 業 会 計	イン フラ 資 産	道路		338,729 千円
		橋りょう		5,215 千円
		都市下水路・ 排水路	建築物	1,793 千円
			インフラ施設	88,500 千円
		上水道	建築物	690,990 千円
			インフラ施設	1,419,511 千円
		下水道	建築物	393,811 千円
			インフラ施設	111,592 千円
		農業集落排水	建築物	151,596 千円
			インフラ施設	15,501 千円
インフラ資産合計			3,217,238 千円	

※過去3年間（2020（令和2）年度～2022（令和4）年度）平均として算出

※維持管理経費：現在保有する施設，設備，構造物等の機能を維持するために必要となる委託費，補修費，修繕費，工事費等をいう。（長寿命化に係る経費を除く）

(6) 更新等に係る経費の見込み

本市の公共施設等の状況について、実績値や公共施設等更新試算ソフト（監修 総務省）に示されている数値及び建設工事費デフレーター（公表 国土交通省）等を用いて更新等費用の試算を行いました。

更新等に必要と見込まれる費用は、2024（令和6）年度から本計画期間の最終年度である2056（令和38）年度までの33年間の総額で、約10,477億円と試算されます。あくまで簡易な更新等費用の推計ではありますが、公共施設全般にわたり多額の更新等費用が必要となります。

これに対し、長寿命化対策を反映した場合の見込み額は、個別計画が未策定のため試算のないインフラ資産を除いた33年間の総額で約4,870億円と試算され、大幅なコスト縮減が見込まれます。

表6 公共施設等の将来の更新等費用の見込み及び長寿命化対策の効果

【2024（令和6）年度から2056（令和38）年度までの33年間】

		維持管理・修繕	耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	長寿命化対策を反映した場合の見込み	対策の効果額
普通 会計	公共施設	2,537.7 億円	4,741.2 億円	2,304.9 億円	-2,436.3 億円
	道路	111.8 億円	1,570.3 億円	665.0 億円	-905.3 億円
	橋りょう	1.7 億円	232.9 億円	88.7 億円	-144.2 億円
	都市下水路 ・排水路	29.8 億円	(256.7 億円)	(試算なし)	-
公営 企業 会計	上水道	696.5 億円	2,074.5 億円	1,204.6 億円	-869.9 億円
	下水道	166.8 億円	1,427.0 億円	607.2 億円	-819.8 億円
	農業集落排水	55.1 億円	(174.8 億円)	(試算なし)	-
合計		3,599.4 億円	(10,477.4 億円) 10,045.9 億円	4,870.4 億円	-5,175.5 億円

※対策の効果額は、長寿命化対策を反映した場合の試算がある公共施設等のみ算出しています。

4 現状と課題

前項までで整理した公共施設等の現況，将来の見通しを踏まえ，本市が抱えている公共施設等に関する現状と課題を以下に示します。

(1) 公共施設の老朽化

本市の公共施設は，大規模改修が必要とされる築 30 年を超える施設が約 6 割あり，老朽化が進行しています。今後も適切な市民サービスを持続的に提供するためには，計画的な改修・更新を行う必要があります。

(2) 社会情勢の変化

本市の人口は，2020（令和 2）年度の国勢調査において，それまでの人口増加傾向から人口減少に転じており，人口構造の変化に伴う公共施設等の利用状況や市民ニーズの変化を的確に把握していく必要があります。また，地球規模の環境問題や良好な生活環境の保全等に対応するため，環境に配慮した対策の推進が求められています。

このような社会情勢の変化に対応できる公共施設や市民サービスを提供する必要があります。

(3) 自然災害への対応

地震をはじめ，近年増加している内水氾濫や台風等による外水氾濫に備えるため，改修，更新，被災の軽減を図る機能強化や高台への移転等を行うことにより，安全を確保する必要があります。

(4) 厳しい財政状況

少子化に伴う人口の減少，高齢化の進行により，税収の伸び悩みや社会保障費の増加が見込まれ，公共施設等の改修，更新等の投資的経費の確保が更に難しくなることが想定されます。

そのため，今後の厳しい財政状況を見据えて，持続性のある公共施設等の維持管理・運営を行う必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本方針

本市が抱える公共施設等に関する現状や課題を踏まえ、公共施設等の安全性、機能性を確保するとともに、多様化する市民ニーズに対応するほか、ライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図るため、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めます。

(1) 予防保全型の維持管理

公共施設等の安全性の確保や機能の維持を図るため、機能低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う予防保全型の維持管理に努めます。

(2) 時代の要請に対応した施設整備

施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、子育て世代への対応により、誰もが使いやすい施設整備に努めます。また、地球環境を保全し、良好な自然・生活環境を次の世代へ引き継ぐため、省エネ・創エネ機器の導入など、環境へ配慮した施設整備に努めます。

(3) 災害予防を目指した施設整備

本市の地勢を踏まえた災害による被害の軽減に向け、道路、治水、上下水道等のライフラインの強化や建築物の耐震化・不燃化に努めます。また、市役所本庁舎等主要施設においては、防災拠点としての機能強化を図ります。

(4) 将来の更新等費用の抑制

長寿命化改修を進め、ライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図ります。また、施設の統合、複合化を含めた統廃合の可能性を検討します。あわせて、将来的に利用が見込めない施設等については、有効活用に向けた方策や売却処分等を検討することによって、施設保有量の適正化に努めます。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針

ア 公共施設

- (ア) 損傷や故障の発生に伴い修繕を行うような対症療法である「事後保全」から、機能低下の兆候を検出し、使用不可能な状態になる前に補修等を行う「予防保全」に転換します。
- (イ) 施設の老朽化に伴う機能損失を防ぐため、施設管理者による日常点検・診断の実施に努めます。
- (ウ) 点検・診断の結果等から危険性が認められた施設については、更新、改修、解体等を実施し、施設利用者の安全確保に努めます。

イ インフラ資産

- (ア) 施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、対症療法である「事後保全」から、機能低下の兆候を検出し、使用不可能な状態になる前に補修等を行う「予防保全」に転換します。
- (イ) 定期的な点検・診断結果から得られた施設の状態や措置履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル^{*1}を構築します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

ア 公共施設

- (ア) 各施設の点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を行い、機能を維持し続けます。
- (イ) 人口の動態や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適切な規模を検討するとともに、機能の複合化や減築も検討し、効率的な施設配置を図ります。
- (ウ) 施設の修繕や更新を行う際には、地域木材の使用を推進します。

イ インフラ資産

- (ア) メンテナンスサイクルに基づき、効果的、効率的な修繕・更新等を実施します。
- (イ) インフラ資産の整備や更新に当たっては、費用対効果を考慮した上で、耐久性の高い素材を使用することにより、長期にわたって維持管理しやすい構造にし、維持管理コストの縮減に努めます。

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

ア 公共施設

- (ア) 公共施設の耐震化・不燃化を推進します。
- (イ) 長寿命化改修を進め、ライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図ります。
- (ウ) 各施設の長寿命化計画等については、本計画における方針と整合を図るものとします。

* 1 点検、診断、修繕等の措置や長寿命化計画等の充実を含む維持管理の業務サイクル。

イ インフラ資産

- (ア) 安全性確保や安定した供給が極めて重要であるため、各施設の特長や重要性を考慮した上で、診断結果に基づき耐震化を推進します。
- (イ) 長寿命化改修を進め、ライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図ります。
- (ウ) 各施設の長寿命化計画等については、本計画における方針と整合を図るものとします。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ア 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、誰もが快適に使いやすい公共施設等となるよう整備を行います。
- イ 新たに施設を整備する際には、政令等で定めるバリアフリー化基準(移動等円滑化基準)へ適合させるとともに、既存の施設等についても、基準に適合するよう努めます。また、設計に当たっては、市民の意見を取り入れるよう努めます。
- ウ これまでに建築物移動等円滑化基準に適合させた施設等については、適切に管理し、必要があれば修繕するなど、基準に適合した状態を維持し続けるよう努めます。

(5) 脱炭素化の推進方針

ア 公共施設

- (ア) 公共施設への太陽光発電設備の導入を促進し、二酸化炭素排出量の少ない再生可能エネルギーの導入を図るとともに、多くの電力を使用する空調設備や照明設備の省エネ化を進め、エネルギー使用量を削減します。
- (イ) 新築する公共施設は、原則 ZEB Oriented 相当(再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費について、30~40%削減)以上になるよう努め、その基準を満たすことが可能な建築物については、より上位の ZEB^{*2}基準達成を目指します。
- (ウ) 省エネ設備の導入や断熱改修等により、省エネ性能向上に努めるほか、長寿命化を推進します。

イ インフラ資産

- (ア) 各設備の改修や整備の際は、省エネ・高効率設備を積極的に導入します。

(6) 統合や廃止の推進方針

ア 公共施設

- (ア) 必要な市民サービスの水準を維持していくため、施設の統合、複合化を含めた統廃合を検討し、公共施設に係る更新等費用の低減に努めます。
- (イ) 将来的に利用が見込めない施設等については、人口構造の変化や財政状況等を踏まえながら、有効活用に向けた方策や売却処分等を検討し、施設の保有量の縮減に努めます。
- (ウ) 市内の各地域で求められている機能を充足するため、関連計画と整合を図りながら、適正な規模や配置について検討し、市民サービスの向上に努めます。

*2 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物。

イ インフラ資産

(ア) 施設の長寿命化を基本とし、社会情勢の変化や市民のニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、必要な施設の整備を計画的に行います。また、計画的かつ効率的な維持管理に向けて、統合や廃止等についても検討を進めます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

ア 職員一人一人が公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義等を十分に理解し、日々取り組むため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する庁内の意識共有に努めます。

イ 民間活用による効果が期待できる施設については、PPP^{*3}やPFI^{*4}等の導入を検討し、市民サービスの向上及び財政負担の平準化・軽減化に努めます。

ウ 本計画に関する取組状況等の情報をホームページ等で公表するとともに、市民や民間事業者と協働しながら公共施設等のマネジメントを推進します。

*3 パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）。市民サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や市民サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

*4 プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化や市民サービス向上を図る公共事業の手法。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理に関する基本的な考え方を踏まえ、施設類型・インフラ資産ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。

1 公共施設

(1) 市民文化系施設

ア 現状と課題

【集会施設】

集会施設としては、市民センター、みと文化交流プラザ等があります。

昭和50年代から60年代に建設された施設が多く、今後、大規模改修等が必要となる施設が多くなることが見込まれます。

市民センターは小学校区ごとに整備され、地域コミュニティ活動等の拠点として活用されており、大規模災害時の避難所としての役割も担っています。

【文化施設】

文化施設としては、国際交流センター、水戸芸術館、市民会館があり、指定管理者制度を導入しています。

国際交流センターは本市の国際交流の拠点として、水戸芸術館は世界に向けて芸術文化を創造・発信する拠点として、市民会館は市民の芸術文化向上の拠点、また、交流を創出するコンベンションの拠点として活用されています。

イ 基本的な方針

【集会施設】

市民センターについては、総合管理計画を策定し、長寿命化改修の実施等により、ライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図ります。特に老朽化の著しいセンターについては、改築を検討します。

みと文化交流プラザについては、市民センターと男女平等参画センターの機能を分離し、五軒市民センターとして整備を進めます。

【文化施設】

文化施設は、引き続き指定管理者制度を活用しながら、質の高い事業を展開し、運営の充実を図るとともに、貸しスペース等の更なる有効活用や適切な維持管理に努めます。

特に市民会館については、誰もが使いやすいユニバーサルデザインや環境に配慮した施設として整備が完了し、今後は、大規模イベント・コンベンションの誘致等により、MitōriOを中心としたにぎわいづくりを図るため、管理運営の充実に努めます。

(2) 社会教育系施設

ア 現状と課題

【図書館】

図書館としては、中央図書館、東部図書館、西部図書館、見和図書館、常澄図書館及び内原図書館があります。

市民の自主的な学習活動を支援するため、中央図書館をはじめとした6館体制のもと、それぞれの特色や地域性を生かすとともに、きめ細かなサービスの提供に努めています。

中央図書館は、耐震化工事が完了し、各地域の図書館の拠点施設となっています。

東部、西部、見和、常澄、内原図書館においては、指定管理者制度を導入しています。

【博物館等】

博物館等としては、博物館、埋蔵文化財センター、内原郷土史義勇軍資料館、少年自然の家等があります。

博物館については、展覧会を通して郷土の歴史や文化にふれる機会を提供するとともに、これらを後世に伝えるための資料の収集や保存を行っています。また、中央図書館との複合施設であることから、同様に耐震化工事が完了しています。

少年自然の家は、建物の老朽化のため、耐震補強とあわせて大規模改修工事を実施しました。

イ 基本的な方針

【図書館】

安全で快適な学習環境づくりに向け、長寿命化計画に基づく計画的な修繕、改修の実施により、各館の適切な維持管理に努めます。

また、多様化する市民ニーズに対応し、幅広い市民の利用を促進するため、図書資料のデジタル化を進めるとともに、南部地区における図書館整備を検討するなど、利便性の向上に努めます。

中央図書館については、市民ニーズや時代に即した施設となるよう機能・役割等も含めて、検討を進めます。

【博物館等】

博物館等の各施設の安全性を確保するとともに、利用状況も踏まえ、特色ある展示の充実や新たな事業の展開等による魅力づくりを図りながら、適切な維持管理に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

ア 現状と課題

スポーツ・レクリエーション系施設としては、総合運動公園、市立競技場や市民運動場等の屋外施設、東町運動公園体育館、青柳公園市民体育館や内原ヘルスパーク等の屋内施設があります。

各施設は、耐震化工事が完了し、定期的な点検と計画的な修繕を実施しています。

利用に当たっては、年間調整会議や公共施設予約システムによる抽選で利用者を決定し、施設の効率的な活用を進めています。また、管理運営に当たっては、指定管理者制度を導入しています。

それぞれの施設では、市民がスポーツや健康づくりに親しむことができる環境整備に取り組むとともに、市立競技場や東町運動公園等においては、スポーツコンベンションの拠点としての機能強化に取り組んでいます。

イ 基本的な方針

市民が安全・安心に利用しやすい環境づくり、市民の競技力の向上等に向けて、スポーツ施設の長寿命化改修を計画的に進めるほか、脱炭素化等にも取り組みます。

引き続き、指定管理者制度や公共施設予約システムの活用等により、効率的な運営、維持管理に努めます。

全国大会等の開催・誘致に向けて、スポーツコンベンション拠点の更なる機能強化を図るため、東町運動公園体育館における整備に取り組むとともに、市立競技場においても検討を進めます。

(4) 学校教育系施設

ア 現状と課題

学校教育系施設としては、小学校、中学校、義務教育学校、学校給食共同調理場、総合教育研究所があります。

小・中学校及び義務教育学校については、児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごすことのできる環境づくりや多様化する教育内容に対応するための取組を実施し、教育環境の充実に努めています。これまでに、校舎及び屋内運動場の耐震化、普通教室及び特別教室への空調設備の設置、校内LAN設備や一人一台タブレット端末等の整備を完了しています。

一方で、学校施設の多くは昭和 50 年代に建設され、老朽化が進んでおり、計画的な長寿命化改良の実施が求められています。さらに、学校施設は、災害時における避難所や地域コミュニティの拠点としての役割も果たしており、多機能トイレの設置等のバリアフリー化など、様々なニーズに対応していく必要があります。

学校給食共同調理場については、ドライシステムを導入した施設として、2017（平成 29）年度に供用を開始しました。また、民間委託の導入により、効率的な運営に努めています。

イ 基本的な方針

小・中学校及び義務教育学校については、安全・安心かつ快適な学校環境の構築に向け、水戸市学校施設長寿命化計画に基づき計画的に整備を進めるとともに、バリアフリー化を推進します。あわせて、屋内運動場への空調設備の設置とともに、校舎、屋内運動場の防水改修等の予防保全型改修を進めます。

学校給食共同調理場は、調理等業務の民間委託を継続し、効率的な運営、適切な維持管理に努めます。

総合教育研究所については、効率的で安定した業務を推進するため、長寿命化改修を計画的に進めます。

(5) 子育て支援施設

ア 現状と課題

子育て支援施設としては、幼稚園、認定こども園、保育所、子育て支援・多世代交流センター、放課後学級、こども発達支援センターがあります。

共働き世帯の増加に伴う保育需要の拡大や3歳児以上の幼児教育・保育の無償化等の影響により、保育所利用希望者は増加する一方で、幼稚園への入園希望者は、減少し続けています。

幼稚園については、幼児教育・保育環境の充実を図るため、保護者のニーズ、施設の設置状況等、地域の実情を踏まえながら、認定こども園への移行を柱とした再編を進めており、廃園した施設については、放課後学級やこども発達支援センター分室として活用しています。

こどもたちをまち全体で育み、こどもがのびのびと育つよう、幼児期の教育や保育、地域における子育て支援、多世代交流の充実を図りながら、少子化と多様な子育てニーズに応じた総合的なこども・子育て支援が必要となっています。

放課後学級については、6年生までの受入れの拡大や開設時間の延長を図るなど、利用しやすい環境づくりに取り組んだことから、利用希望者が増加しており、開設場所の不足が生じています。

こども発達支援センターについては、言語や情緒面等の発達に不安がある小学校就学前までの児童の療育支援に取り組んでおり、通所児童は、年々増加傾向にあります。

イ 基本的な方針

こどもが安全に、安心して快適に過ごせる環境づくりを進めるため、老朽化している施設・設備の適切な維持管理に努めます。

幼稚園、認定こども園、保育所については、保護者の需要動向を見定めながら、適切な配置や施設の再編に向けた取組を続けます。

子育て支援・多世代交流センターについては、多様な子育て支援・多世代交流事業の中核的な拠点として、地域の子育て支援施設と連携を図りながら、施設の管理運営の充実に努めます。

放課後学級については、利用希望者の増加に伴う開設場所の不足に対応するため、余裕教室等の活用を基本としながら、需要動向に応じて専用棟を建設するなど、利用環境の整備に努めます。

こども発達支援センターについては、福祉・保健・教育等との連携を強化しながら、発達に不安があると思われる児童の早期発見、早期支援、就学前から18歳までの一貫した支援を進めるため、施設の管理運営の充実に努めます。

(6) 保健・福祉施設

ア 現状と課題

保健・福祉施設としては、保健所、いきいき交流センター、総合福祉作業施設等があります。

これらの施設のうち、高齢福祉施設及び障害福祉施設を中心に、指定管理者制度を導入していますが、施設によっては利用率の低迷や民間事業者との競合等の課題をかかえているところがあります。

また、中核市移行に伴い、改修や増築等により機能を整備した保健所を除いては、昭和 60 年代以降に建設された施設がほとんどであり、今後、大規模改修や長寿命化改修を必要とする施設が多くなることが見込まれます。

イ 基本的な方針

保健所については、利用者の利便性等を考慮しながら、今後とも適切な維持管理に努めます。

高齢福祉施設及び障害福祉施設については、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて大規模改修や長寿命化改修を進めるほか、施設の老朽化や利用状況、民間事業者との競合状況等を勘案し、事業の廃止や統合、民間譲渡等について検討します。

また、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、社会参加の拠点となるいきいき交流センターについては、より多くの高齢者が利用しやすい施設を目指し、介護予防や多世代交流事業等を展開するほか、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる施設について計画的に長寿命化改修を進めます。

(7) 行政系施設

ア 現状と課題

【庁舎等】

庁舎等としては、本庁舎、赤塚出張所、常澄庁舎、内原庁舎等があります。

本庁舎については、消防本部庁舎、水道部庁舎と一体化し、総合防災拠点として安全性が高く、質の高い市民サービスを実現でき、環境にやさしい庁舎として整備しました。

内原庁舎については、長寿命化改修を実施していますが、赤塚出張所及び常澄庁舎は、老朽化が進んでいます。

【消防施設】

消防施設としては、北消防署、南消防署、出張所、分団詰所、水防倉庫があります。

消防署、出張所は 24 時間体制で職員が出動待機している常時施設、分団詰所は災害時の活動拠点やその待機場所、水防倉庫は水防資材等の倉庫として、市民の安全な暮らしを支える施設として利用しています。

出張所及び分団詰所については、平成初期に建設された施設が多く、今後、改修又は改築が必要な施設が短期間に集中するおそれがあります。

イ 基本的な方針

【庁舎等】

本庁舎については、機能の保全、予防保全型の改修、修繕等の実施及び費用の平準化を図るため、長期修繕計画を策定し、適切な維持管理に努めます。

常澄庁舎等は、市民の暮らしに密着したサービスを確実に行的っていくため、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、老朽化の進行が著しい赤塚出張所及び常澄庁舎については、長寿命化に努めます。

【消防施設】

消防施設については、各種災害における災害対策の拠点としての機能を適切に発揮するとともに、今後老朽化していく施設が多く発生することから、機能の保全、予防保全型の改修、修繕等の実施及び費用の平準化を図るため、長期計画を策定し、適切な維持管理に努めます。

(8) 市営住宅等

ア 現状と課題

市営住宅等としては、簡易耐火構造 2 階建ての住宅である小規模住宅、中高層耐火構造の住宅があります。

小規模住宅については、昭和 30 年代に建設したものであり、老朽化が進んでいます。中高層耐火構造の住宅については、耐用年数が 70 年と長期に使用することが可能であるため、計画的な修繕により、居住性の確保及び維持を図る必要があります。

運営については、民間活力を活用し、入居者等に対するサービスの維持、向上及び管理経費の縮減を目的として、指定管理者制度を導入しています。

高齢化の進行や単身世帯の増加、景気低迷等の社会情勢の変化に伴い市営住宅等に対する要請が多様化しています。特に、子育て世帯等のニーズに対応するため、砂久保住宅では、子育て世帯向け住宅として整備を行っております。

イ 基本的な方針

市営住宅等については、公営住宅長寿命化計画に基づく適切な修繕・改善の実施により、住宅ストックの長寿命化を図るとともに、大山台住宅など、子育て世帯向け住宅として整備を進めていきます。

市営住宅等ストックの定期的な点検により、状況の把握を行い、適切な維持管理を実施します。また、住棟単位の修繕履歴データを整理し、修繕履歴に基づいた修繕・改善を実施します。

事後保全型の維持管理から、予防保全型の維持管理及び耐久性の向上等を図る改善に転換することにより、公営住宅等の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るとともに、事業量の平準化に努めます。建物の長寿命化に当たっては、高齢者・障害者等に配慮するとともに、居住性や安全性の向上に努めます。

小規模住宅は、建設後 60 年以上が経過し、管理面で非効率的なことから、用途廃止を基本とし、入居者については既存の市営住宅等への計画的な誘導を図るとともに、建替事業の実施を検討します。

(9) 公園

ア 現状と課題

公園としては、千波公園、森林公園、植物公園等があります。

公園については、緑豊かな景観を形成し、身近に自然とふれあえる場として親しまれているとともに、災害時においては避難場所としての役割も担っています。

多くの公園施設は、整備から長い年月が経ち、安全面等から適切な維持管理が課題となっており、市民からの多岐にわたる補修・更新の要望も多くなっています。

イ 基本的な方針

公園については、安全、快適な公園づくりに向け、施設のバリアフリー化に努めるとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、安全・快適な公園機能を提供していくための維持管理に努めます。また、省エネルギー化を図るため、照明施設のLED化に取り組んでまいります。

森林公園、植物公園については、観光資源・自然資源としての魅力づくりのため、公園内の基幹的な施設の大規模改修や再整備を進めます。

また、指定管理者制度の導入や民間活力の活用、地域やボランティア団体の育成、支援を進めながら、市民との協力体制による公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

(10) 処理施設

ア 現状と課題

処理施設としては、水戸市清掃工場「えこみっと」、一般廃棄物最終処分場、見川クリーンセンターがあります。

「えこみっと」については、小吹清掃工場（以下「旧清掃工場」という。）の老朽化への対応と循環型社会の構築に向け、令和2年4月に旧清掃工場に替わる施設として稼働開始しました。設計・建設及び運営に係る業務を民間事業者が一括して行う公設民営の方式（DBO方式）を採用しており、市内全域のごみを安定的・効率的に処理するとともに、ごみを焼却処理する際に発生する熱を利用した発電や焼却後に残る主灰の資源化を行うなど、周辺の環境に配慮した施設として運営を行っています。

一般廃棄物最終処分場のうち、第三最終処分場については、被覆型の形態を採用し、「えこみっと」で発生した飛灰処理物等の埋立てを行う施設として令和2年12月に稼働開始しました。浸出水、処理水の循環利用により、敷地外への放流を行わず、周辺の環境に配慮した施設として維持管理を行っています。第一最終処分場については平成7年2月に、第二最終処分場については平成29年3月に埋立てを完了しており、現在も浸出水の処理を継続しています。

見川クリーンセンターは、昭和58年の竣工であり、老朽化が著しいことに加え、下水道普及率の向上等によりし尿の処理量が減少しており、施設の処理能力が過大なものとなっています。

イ 基本的な方針

旧清掃工場の解体撤去後の跡地の利活用については、植物公園と一体となった新たな公園の整備に向けて、清掃事務所等跡地においては植物公園第2期リニューアル整備を進め、焼却施設跡地においては地元住民と合意済の利活用方針に沿った整備を図ります。

「えこみっと」については、安定的・効率的な運営を継続するとともに、環境教育の拠点として環境学習会やごみ処理施設の見学会等を開催し、環境やごみ減量等に係る学習機会の創出を図ります。

第三最終処分場については、適正な維持管理を図るとともに、施設・設備機器の老朽化の進む第一最終処分場・第二最終処分場においては、浸出水処理施設維持管理計画に基づく改造工事を進め、今後も浸出水の処理を継続します。あわせて、第二最終処分場については、地元住民の要望を踏まえた跡地整備を進めます。

見川クリーンセンターについては廃止することとし、新たなし尿処理施設の整備を進めます。新たなし尿処理施設は、国において推進する汚水処理の広域化・共同化を踏まえ、建設費や維持管理費が安価となるし尿等を下水道に投入するための施設（し尿投入施設）とします。

(11) その他

ア 現状と課題

その他施設としては、公設地方卸売市場、斎場、公園墓地、駐車場・駐輪場、農産加工センター「かたくり市」、ふるさと農場等があります。

公設地方卸売市場については、消費者の多様なニーズに対応しながら、取引拡大に向けた市場施設等の機能充実を図ることが必要となっています。

斎場については、老朽化が著しい状況であり、施設・設備の改修・更新等が必要となっています。また、今後の火葬需要の増加に対応するため、下入野町に新たな斎場の整備を進めています。

霊園については、堀町公園墓地と浜見台霊園の適切な維持管理を行うとともに、浜見台霊園においては、墓地の造成や合葬式墓地の整備を行い、市民の墓地需要に应运てきました。今後も、墓地に対する意識の変化等を見極めながら、墓地の適切な供給を図っていくことが必要です。

駐輪場・駐車場については、指定管理者制度の導入により、効率的な維持管理やサービス改善が行われています。

イ 基本的な方針

公設地方卸売市場については、施設再整備計画に基づき機能強化、拡張事業に取り組むとともに、ライフサイクルコストを踏まえた計画的な施設・設備の大規模改修、適切な維持管理に努めるほか、効率的・効果的な市場の管理運営を進めます。

斎場については、水戸市斎場長寿命化計画に基づき、計画的に施設・設備の改修・更新等に取り組むとともに、民間活力の活用について検討を進めます。また、新たな斎場の整備完了後は、2施設体制により、火葬需要の増加に対応するとともに、葬儀形態の多様化や利便性に十分配慮しながら市民サービスの向上を目指します。

霊園については、多様化する市民ニーズを踏まえた墓地整備の検討を進めるとともに、民間活力を活用しながら、利用者サービスの向上と適切な維持管理に努めます。

その他施設についても、各施設利用者の安全確保や利便性向上、運営効率化のための適切な維持管理に努めます。

2 インフラ資産

(1) 道路

ア 現状と課題

本市が管理する道路は総延長約 2,204km に達しており、供用開始から長い年月が経過し、舗装や附属物等の老朽化が見られることから、適切な補修・更新を行っていく必要があります。

また、都市計画道路をはじめとする主要道路の早期整備が求められており、交通混雑の解消や地域間交通の円滑化を確保するための道路整備が必要となっています。

イ 基本的な方針

安全・安心な道路交通を支えるため、道路舗装の予防保全型の修繕等を推進し、ライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図ることにより、道路の適切な維持管理に努めます。また、省エネルギー化を図るため、照明施設の LED 化に取り組んでまいります。

さらに、総合交通体系の強化に向け、都市の骨格を形成する都市計画道路や地域間を連絡する幹線道路等を中心とした道路網の効率的、効果的な整備を推進します。

(2) 橋りょう

ア 現状と課題

本市が管理する橋りょうは総延長約 6.2km に達し、その多くが供用開始されてから長い年月が経過しています。

これまでは、損傷が進んでから直す「対症療法型」の維持管理を実施してきましたが、今後老朽化する橋りょう数の増大に伴い、修繕・架け替えに要する費用負担が大きくなることが予想されることから、水戸市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、従来の「対症療法型」から計画的な「予防保全型」の維持管理へ転換を進めてきました。

イ 基本的な方針

橋りょうについては、傷む前や損傷の初期段階で修繕して、できる限り長く使い続ける「予防保全型」の維持管理への転換を盛り込んだ橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施し、ライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図ります。

橋りょうを良好な状態に保つため、日常的な点検や5年ごとの定期点検を実施することにより、橋りょうの健全度を把握するなど、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行います。

(3) 上水道

ア 現状と課題

上水道は、総延長約 1,804km の管路、浄水場、取水場、ポンプ場等があります。

上水道の施設・管路は老朽化が進行しており、それに伴う機能低下や巨大地震発生に対応する耐震性の確保等、安定した水道水の供給に影響を及ぼす様々な課題があります。

上水道は大規模地震等の災害時においても、ライフラインとしての機能を果たすことが求められていることから、施設及び管路の更新、耐震性の向上、バックアップ機能強化等の実施が必要となっています。

イ 基本的な方針

地震等の災害や事故に強い強靱な上水道の構築を図るため、水戸市水道事業におけるアセットマネジメント 2020 に基づき、上水道施設・管路の効率的な更新、耐震化等を実施するとともに、適切な維持管理に努めます。また、応急給水体制等のソフト面での災害対策を強化し、どのような状況でも対応できる安定した供給体制の確保を目指します。

事業については、中長期的な資産管理としての水道施設のアセットマネジメント手法を活用し、各施設の重要度・優先度を考慮した更新需要と財政状況を勘案した更新投資の平準化、施設全体のライフサイクルコストの低減や業務・運営の効率化、組織・体制の強化等に努め、健全で円滑な事業の推進を図ります。

(4) 下水道

ア 現状と課題

下水道は、総延長約 1,296km の管渠、浄化センター、ポンプ場等があります。

市街化区域における下水道の整備が概成したことにより、下水道の普及率が全国平均並となっています。

今後、下水道の整備世帯が増えていくにつれて、維持管理費用の増加が見込まれるとともに、下水道事業を開始して約 50 年が経過していることから、老朽化が進行している管渠及び下水道施設の更新も必要となっています。

イ 基本的な方針

引き続き管渠等の整備を推進し、水洗化率の向上を図るとともに、適切な管理運営に努めます。

老朽化した下水道施設や管渠について、ストックマネジメント計画に基づき、異常の程度や緊急度等に応じて優先順位を考慮しながら修繕を行うとともに、引き続き定期的な点検等を行い、下水道施設全体のライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図るため、予防保全を重視した計画的な改修、改築を進め、適切な維持管理に努めます。

効率的な維持管理、接続率の向上等の取組を進めるとともに、広域化・共同化計画に基づき、施設の統廃合を進め、経営基盤の強化による健全な経営を推進します。

下水道幹線への切替えに伴い、運転を停止した今後使用する見込みのない施設については、施設・用地の有効活用について検討します。

(5) 都市下水路・排水路

ア 現状と課題

都市下水路・排水路は、総延長約 566km の管路、水質浄化施設等があります。

近年、局地的な集中豪雨や宅地化の進展、緑地の減少に伴う雨水流出量の増加により、浸水被害が多く発生しており、被害を軽減するため整備を進めています。

河川の水質浄化を目的として整備されている水質浄化施設は、公共下水道の普及に伴い、3 施設のうち水質の改善が見られた 1 施設については廃止し、水質の改善傾向が見られる 2 施設については暫定的に稼働を停止しておりますが、水質調査を継続的に実施し、経過観察を行っています。

イ 基本的な方針

現行の雨水排水施設整備プログラムや新たに策定する雨水管理総合計画に基づき、重点地区を定め、都市下水路、排水路等の雨水排水施設の整備を推進し、浸水被害の軽減を目指します。

水質浄化施設は、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて用途転用や廃止等を含めて施設のあり方を検討します。

(6) 農業集落排水

ア 現状と課題

農業集落排水は、総延長約 186km の管路、排水処理施設等があります。

農村地域の汚水処理を担うインフラ資産であり、農村地域における農業用水の水質保全と生活環境の向上に寄与しています。

農業集落排水処理施設については、供用開始後 10 年以上経過している地区が多く、施設の計画的な改修が必要となっています。

イ 基本的な方針

広域化・共同化計画に基づき、下水道施設との統合を基本とした処理施設の統廃合を進めるとともに、重要度や老朽度に応じ、計画的かつ効率的な施設の維持管理に努めます。

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制（全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策）

(1) 全庁的な取組体制の構築

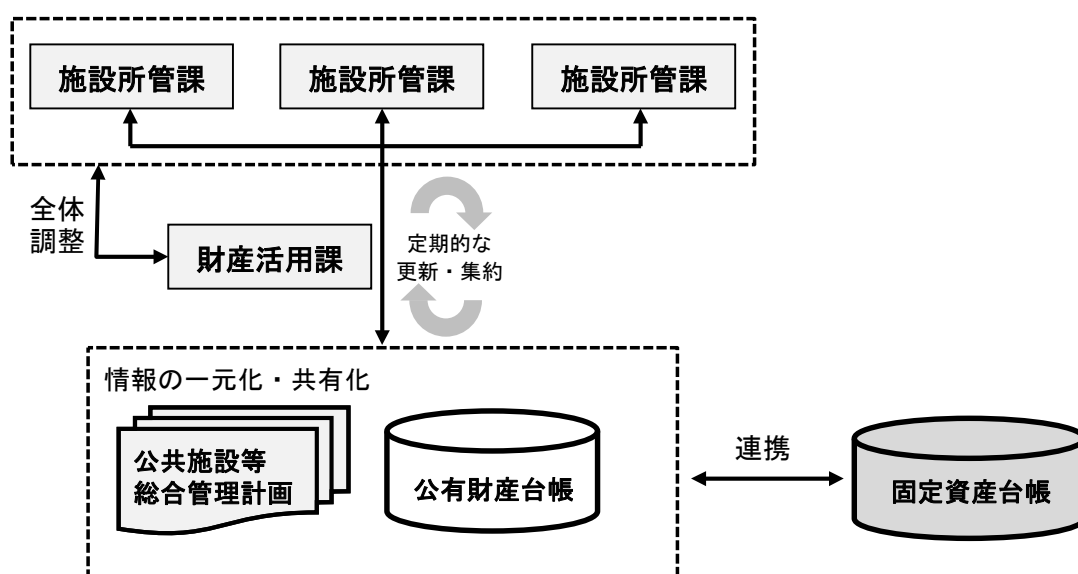
本計画に基づく取組を全庁的に推進するため、施設所管課で保有する公共施設の一元的な情報管理・集約に取り組むことにより、公共施設等に関する情報共有化や連携等を図るとともに、本計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画等の策定及び進行管理を進めます。また、公共施設マネジメントシステム等の導入により公共施設等の計画的、効率的な維持管理を推進します。加えて、先進自治体の取組や技術革新の動向等にも注視し、民間委託の活用等も含め、より効率的な管理の仕組みづくり等も研究・検討します。

(2) 情報管理及び共有の方法

公共施設マネジメントシステム等の導入を進めることで、公有財産台帳システム等の資産に係る情報システムと、固定資産台帳^{*5}の連携を図るとともに、本計画で調査した公共施設等に関する情報の定期的な更新・集約や庁内での情報一元化及び共有化を図り、公共施設等の維持管理の最適化・効率化に努めます。

また、これらについては、長寿命化計画の策定、余剰施設の把握、施設の統廃合の検討等のための基礎情報として活用します。

図9 情報管理・共有イメージ



*5 地方公共団体の保有する財産の適切な管理及び有効活用のため、資産の取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々に管理するための帳簿。統一的な基準による地方公会計の整備を進めるにあたって、固定資産台帳の整備が前提となる。

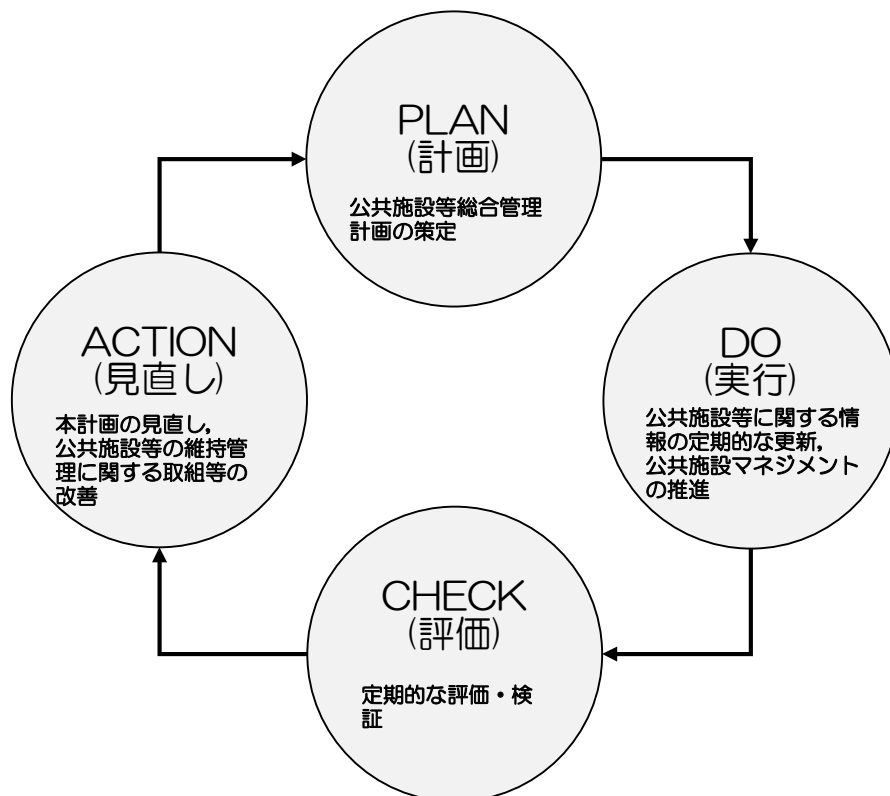
2 計画の進行管理（フォローアップの実施方針）

本計画を着実に進めていくためには、PDCA サイクルを継続的に実施していく必要があります。

「PLAN（計画）」として策定された本計画に基づき、「DO（実行）」として、公共施設マネジメントや、公共施設等に関する情報の定期的な更新による情報管理に取り組みます。

その後、「CHECK（評価）」として、更新された公共施設等に関する情報等を活用して取組状況の評価・検証を定期的に行い、「ACTION（見直し）」として、評価・検証の結果に基づく本計画の見直しや、公共施設等の維持管理に関する取組等の改善を進めます。

図 10 フォローアップの実施イメージ



資料編

1 公共施設の将来の更新等費用

(1) 設定条件

ア 共通事項

- ・更新（建替え）費用，大規模改修費用の単価は，「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」の単価を 2015（平成 27）年度時点と設定し，これに国土交通省が公表している建設工事デフレーター（2015 年度基準）の数値を用いて 2022（令和 4）年度の単価を算定
- ・物価変動率，落札率等は考慮しない
- ・公共施設の更新（建替え），大規模改修は，更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する

イ 単純更新した場合の費用

- ・建築後，30 年で大規模改修を実施
- ・建築後，60 年で更新（建替え）を実施

ウ 長寿命化対策を実施した場合の費用

- ・建築後，40 年で大規模改修を実施
- ・建築後，80 年で更新（建替え）を実施

表 1 公共施設の更新等費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
市民文化系施設	3 0 万円/㎡	4 8 万円/㎡
社会教育系施設	3 0 万円/㎡	4 8 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	2 4 万円/㎡	4 3 万円/㎡
学校教育系施設	2 0 万円/㎡	3 9 万円/㎡
子育て支援施設	2 0 万円/㎡	3 9 万円/㎡
保健・福祉施設	2 4 万円/㎡	4 3 万円/㎡
行政系施設	3 0 万円/㎡	4 8 万円/㎡
市営住宅等	2 0 万円/㎡	3 4 万円/㎡
公園	2 0 万円/㎡	3 9 万円/㎡
処理施設	2 4 万円/㎡	4 3 万円/㎡
その他	2 4 万円/㎡	4 3 万円/㎡

2 インフラ資産の将来の更新等費用

(1) 単純更新した場合の設定条件

ア 道路

(ア) 耐用年数

- ・ 15 年

※舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年の年数を踏まえて 15 年とする

(イ) 更新費用

- ・ 全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

(ウ) 更新費用単価

- ・ 道路（一級，二級，その他）：5,490 円/㎡
- ・ 自転車歩行者道：3,154 円/㎡

イ 橋りょう

(ア) 耐用年数

- ・ 60 年

(イ) 更新費用単価

- ・ 549 千円/㎡

(ウ) 耐用年数を超過している橋りょう

- ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：2024（令和 6）年から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

ウ 上水道

(ア) 耐用年数

- ・ 40 年

(イ) 更新費用単価

- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」及び国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を用いて単価を算出

(ウ) 建設年度が不明の上水道管

- ・ 2024（令和 6）年から 2056（令和 38）年の 33 年間で処理（更新費を 33 年間で均等に振り分け）

(エ) 耐用年数を超過している上水道管

- ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：2024（令和 6）年から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

(オ) 上水道施設

- ・ 建築後，60 年で更新（建替え），30 年で大規模改修を実施
- ・ 更新（建替え）費用，大規模改修費用の単価は，「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」処理施設の単価に国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を用いて 43 万円/㎡，24 万円/㎡を算出

表2 上水道管の更新費用の単価

管径	導水管/送水管	管径	配水管
300mm未満	123 千円/m	50 mm以下	119 千円/m
300～500mm未満	140 千円/m	75 mm以下	
500～1000mm未満	197 千円/m	100 mm以下	
1000～1500mm未満	423 千円/m	125 mm以下	
1500～2000mm未満	909 千円/m	150 mm以下	
2000mm以上	1131 千円/m	200 mm以下	123 千円/m
耐用年数は40年とする		250 mm以下	126 千円/m
		300 mm以下	130 千円/m
		350 mm以下	136 千円/m
		400 mm以下	142 千円/m
		450 mm以下	148 千円/m
		500 mm以下	157 千円/m
		550 mm以下	
		600 mm以下	174 千円/m
		700 mm以下	194 千円/m
		800 mm以下	218 千円/m
		900 mm以下	244 千円/m
		1000 mm以下	274 千円/m
		1100 mm以下	306 千円/m
		1200 mm以下	342 千円/m
		1350 mm以下	769 千円/m
		1500 mm以下	831 千円/m
		1650 mm以下	904 千円/m
		1800 mm以下	992 千円/m
		2000 mm以上	1131 千円/m

エ 下水道

(ア) 耐用年数

- ・ 50 年

(イ) 更新費用単価

- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」及び国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を用いて単価を算出

(ウ) 耐用年数を超えている下水道管

- ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：2024（令和6）年から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

(エ) 下水処理施設

- ・ 建築後，60 年で更新（建替え），30 年で大規模改修を実施
- ・ 更新（建替え）費用，大規模改修費用の単価は，「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」処理施設の単価に国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を用いて43 万円/m²，24 万円/m²を算出

表3 下水道管の更新費用の単価

管種	更新単価* (千円／m)	備考
コンクリート管	147	更生工法を前提
陶管	147	
塩ビ管，その他	147	
更生管	158	布設替えを前提

※更新単価は管径 150mm から 4000mm の管径別単価を管径分布に基づき加重平均

オ 都市下水路・排水路

(ア) 耐用年数

- ・ 50 年

(イ) 都市下水路・排水路

- ・ 直近 5 年の投資的経費の 1 年当たり平均値と同程度の更新が，将来においても毎年度発生することを仮定して，将来の更新等費用を見込む

(ウ) 水質浄化施設

- ・ 建築後，60 年で更新（建替え），30 年で大規模改修を実施
- ・ 更新（建替え）費用，大規模改修費用の単価は，「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」の処理施設の単価に国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を用いて 43 万円/㎡，24 万円/㎡を算出

カ 農業集落排水

(ア) 耐用年数

- ・ 50 年

(イ) 更新費用単価

- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」の下水道（塩ビ管）の単価に国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を用いて単価を算出

(ウ) 排水処理施設

- ・ 建築後，60 年で更新（建替え），30 年で大規模改修を実施
- ・ 更新（建替え）費用，大規模改修費用の単価は，「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）」の処理施設の単価に国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を用いて 43 万円/㎡， 24 万円/㎡を算出

(2) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

インフラ施設毎に策定した長寿命化計画等や，実績値を基に費用を試算

3 市民アンケート調査結果

(1) 調査概要

調査期間	2016（平成 28）年 4 月～5 月
調査方法	郵送による配布，回収（郵送調査）
対象者数	5,000 人（無作為に抽出した 20 歳以上の市民）
回答数	2,515 人
回収率	50.3%

(2) 回答者の属性

【回答数=2,515 人】

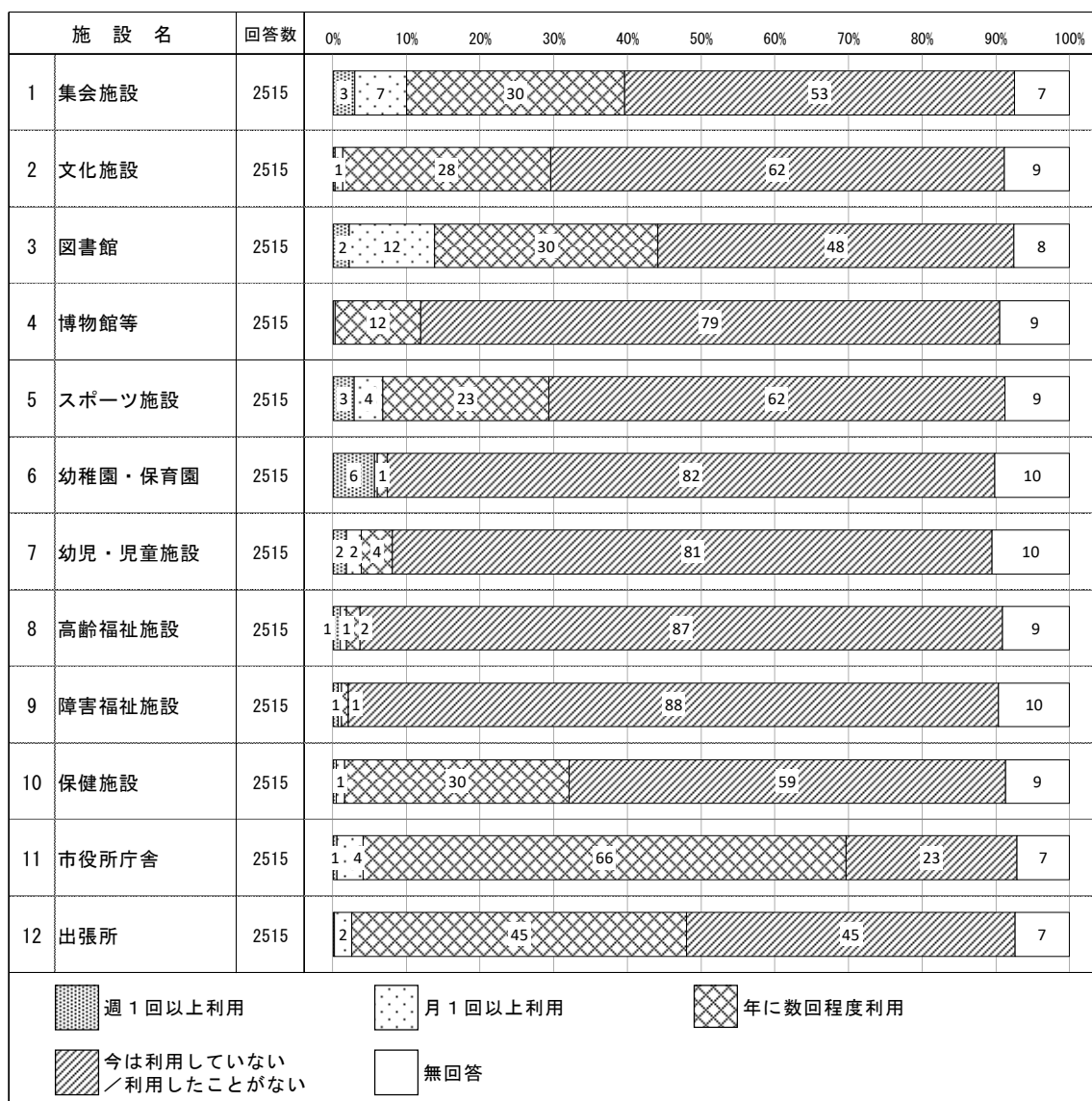
性別						
男性		女性			無回答	
41%（1,042 人）		58%（1,455 人）			1%（18 人）	
年齢						
20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60～64 歳	65 歳以上	無回答
6% (147 人)	12% (298 人)	18% (460 人)	17% (431 人)	11% (273 人)	36% (900 人)	0% (6 人)
職業						
会社員 (公務員含む)	自営業 (農業従事者含む)	パートタイマ ー・ アルバイト (契約社員含む)	学生	無職 (家事専業含 む)	その他	無回答
30% (743 人)	9% (237 人)	17% (428 人)	1% (22 人)	38% (968 人)	4% (101 人)	1% (16 人)
家族構成						
ひとり暮らし (単身世帯)	夫婦のみ	親と子 (2 世代)	親と子と孫 (3 世代以上)	その他	無回答	
11% (266 人)	28% (702 人)	49% (1,237 人)	10% (252 人)	2% (49 人)	0% (9 人)	
地域活動の参画状況						
参画している	たまに参画している	参画していない		わからない	無回答	
24% (608 人)	24% (592 人)	50% (1,245 人)		2% (57 人)	1% (13 人)	

居住地区		
地 区 名		回 答 数
1	第一地域（三の丸・五軒）	6% (150 人)
2	第二地域（新荘・常磐）	6% (149 人)
3	第三地域（城東・浜田・上大野）	8% (193 人)
4	第四地域（千波・吉田）	14% (347 人)
5	第五地域（酒門・吉沢）	7% (186 人)
6	第六地域（緑岡・笠原・寿）	10% (261 人)
7	第七地域（梅が丘・見川）	10% (249 人)
8	第八地域（河和田・赤塚）	7% (174 人)
9	第九地域（石川・渡里・堀原）	10% (252 人)
10	第十地域（上中妻・双葉台・山根）	7% (169 人)
11	第十一地域（飯富・国田・柳河）	4% (103 人)
12	第十二地域（下大野・稻荷第一・稻荷第二・大場）	5% (120 人)
13	第十三地域（妻里・内原・鯉淵）	6% (139 人)
無 回 答		1% (23 人)

(3) 設問ごとの集計結果

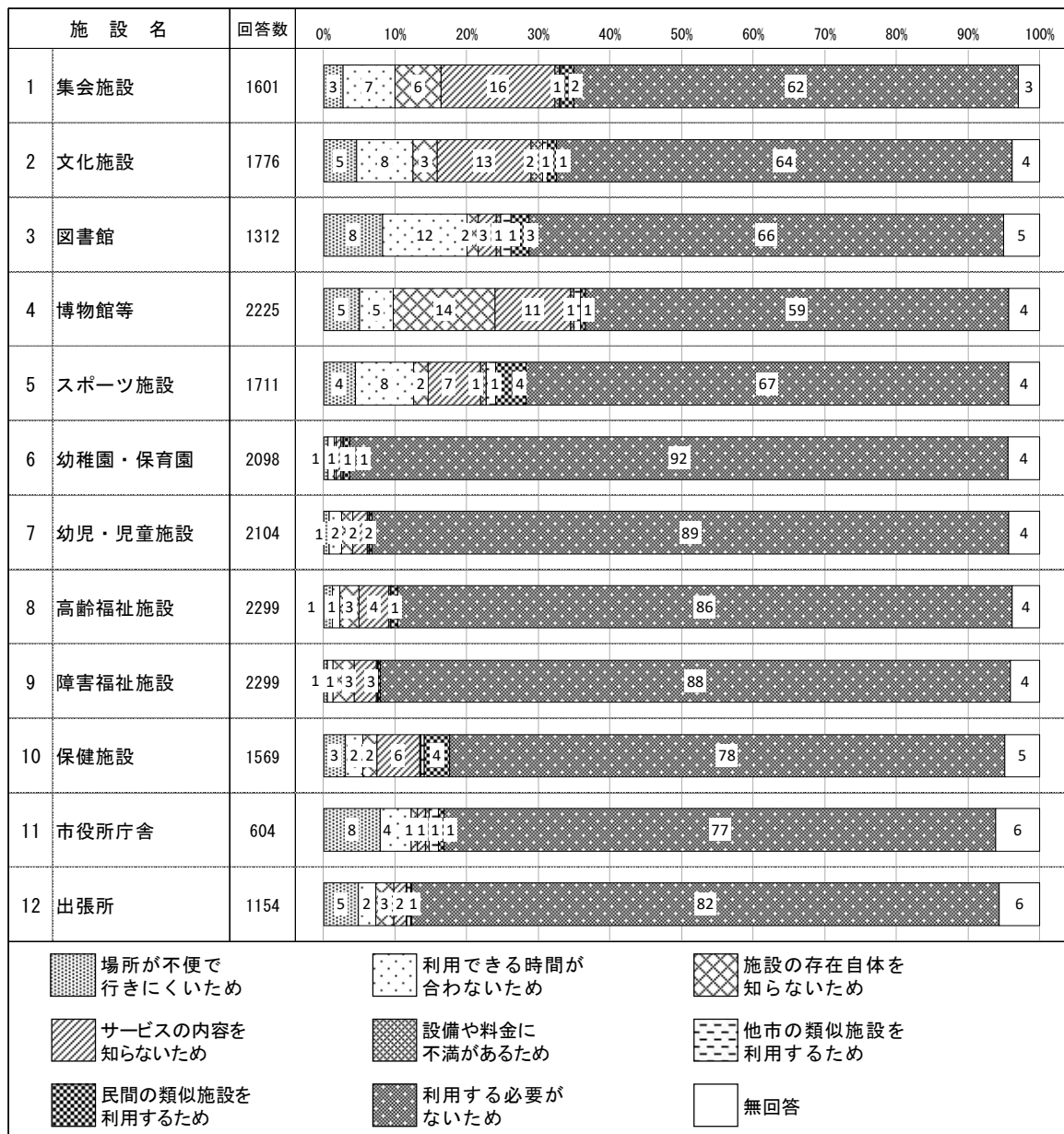
問 1-1 公共施設の利用状況 ①利用頻度

あなたは、下表に示す公共施設をどのくらい利用していますか。



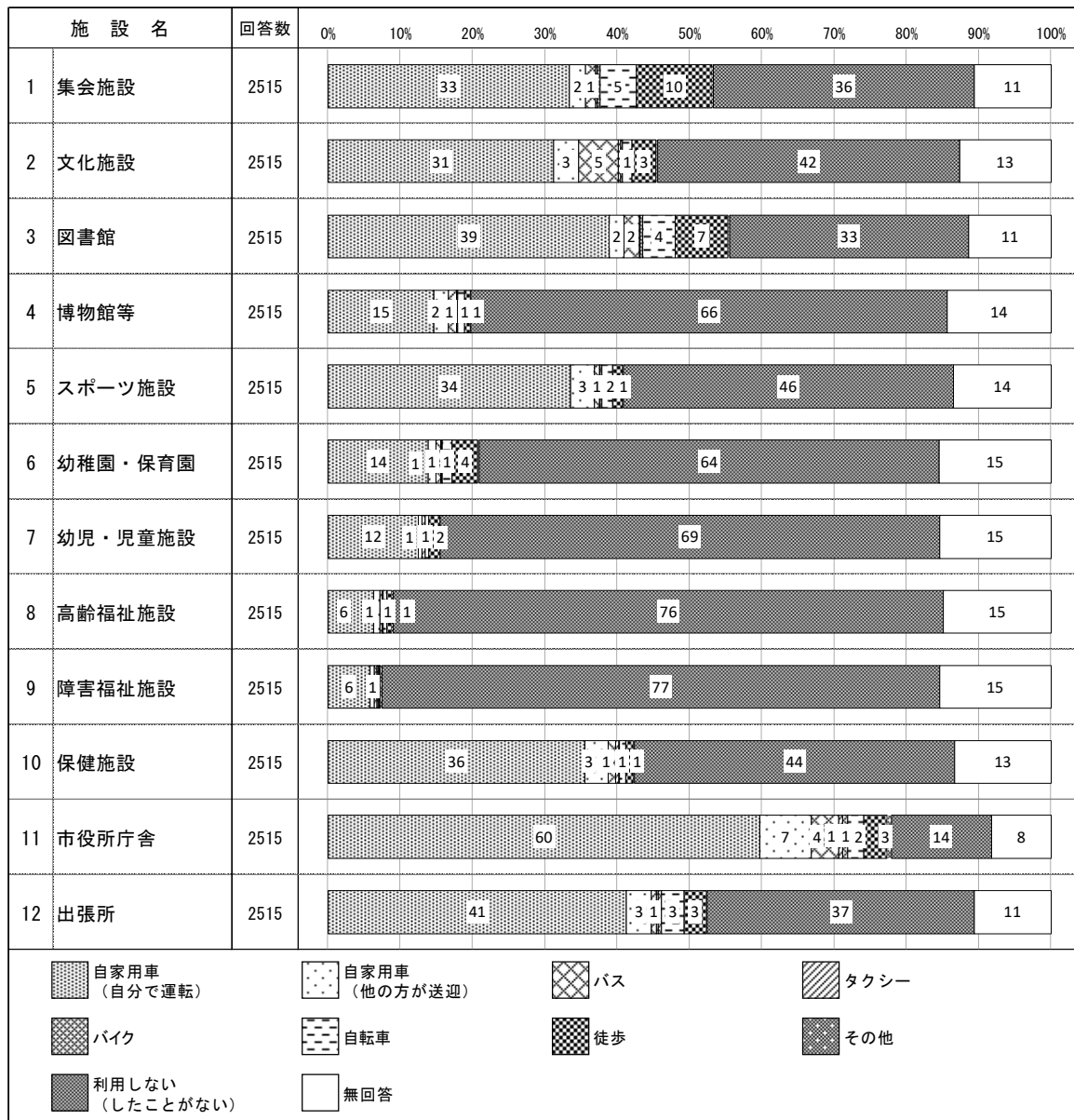
問 1-1 公共施設の利用状況 ②利用しない理由

「①利用頻度」で「今は利用していない」または「利用したことがない」を選択した場合は、利用しない理由を選んでください。(複数可)



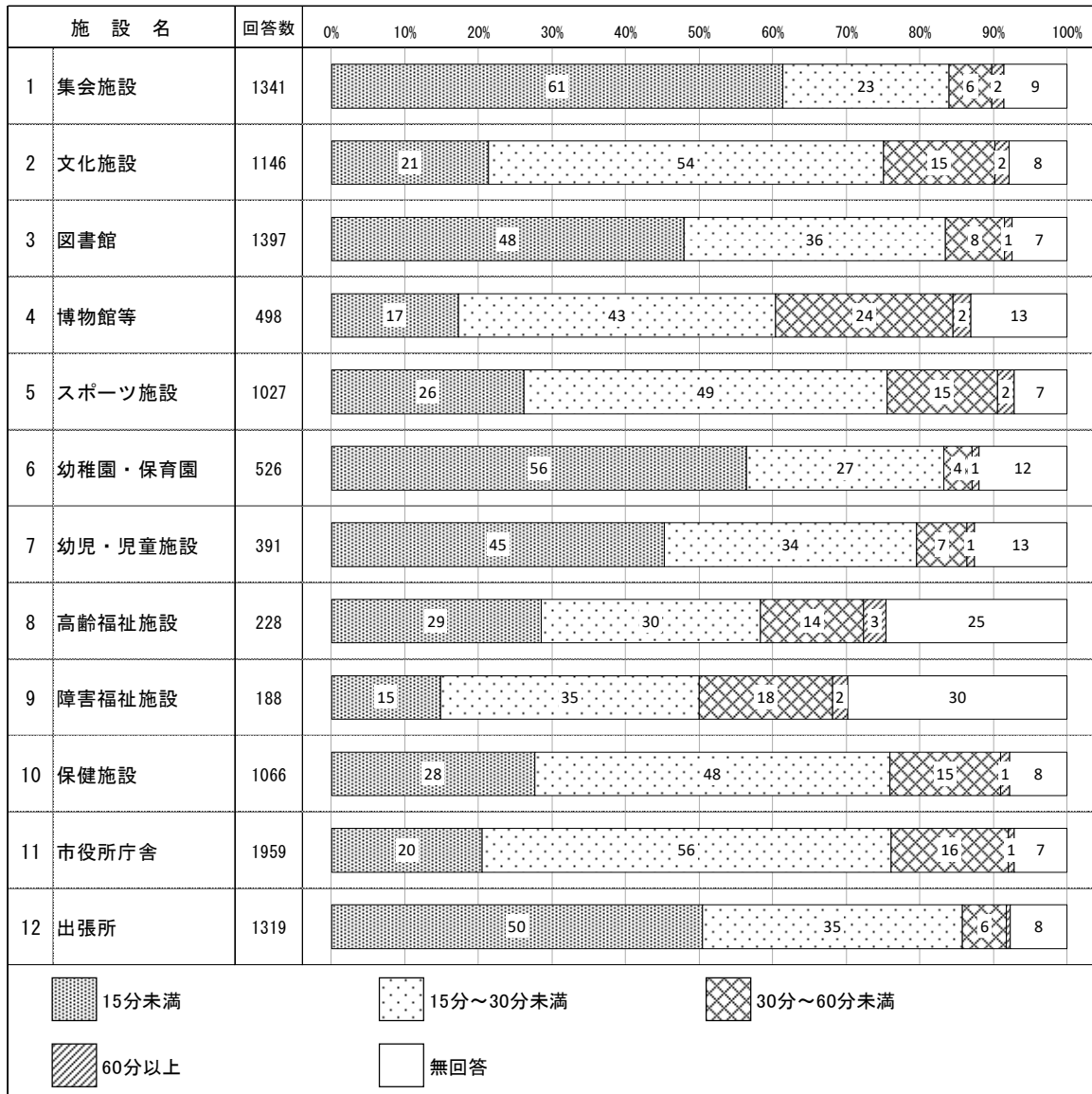
問 1-2 公共施設の利用状況 ①主な交通（移動）手段

あなたは、これまで下表に示す公共施設を利用されたとき、主にどの交通（移動）手段を使われましたか。



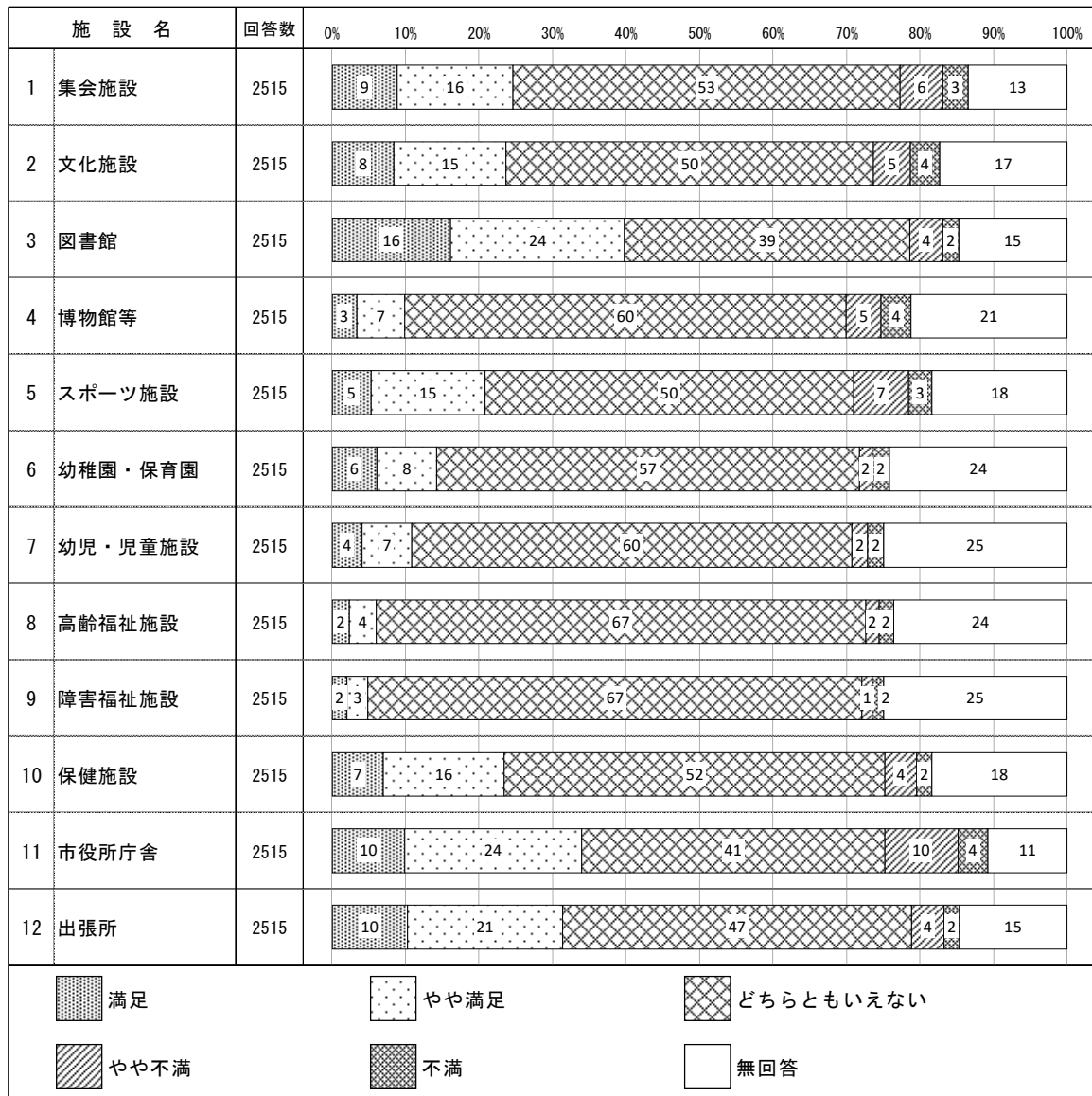
問 1-2 公共施設の利用状況 ②所要時間

あなたは、主な交通（移動）手段を使われた時の所要時間はどれくらいでしたか。



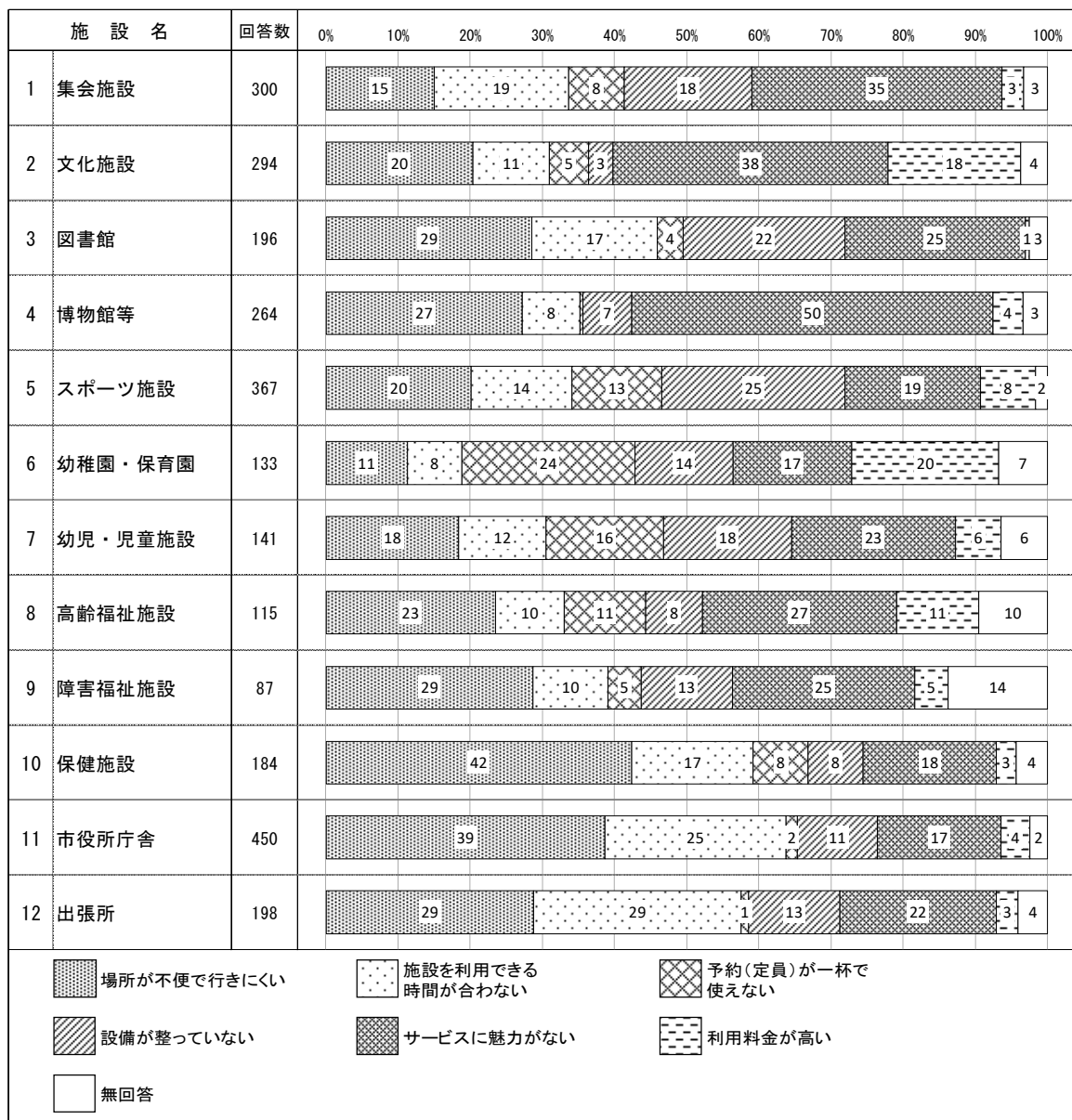
問 2-1 公共施設の満足度 ①サービス水準の満足度

あなたは、下表に示す公共施設のサービス水準に満足していますか。



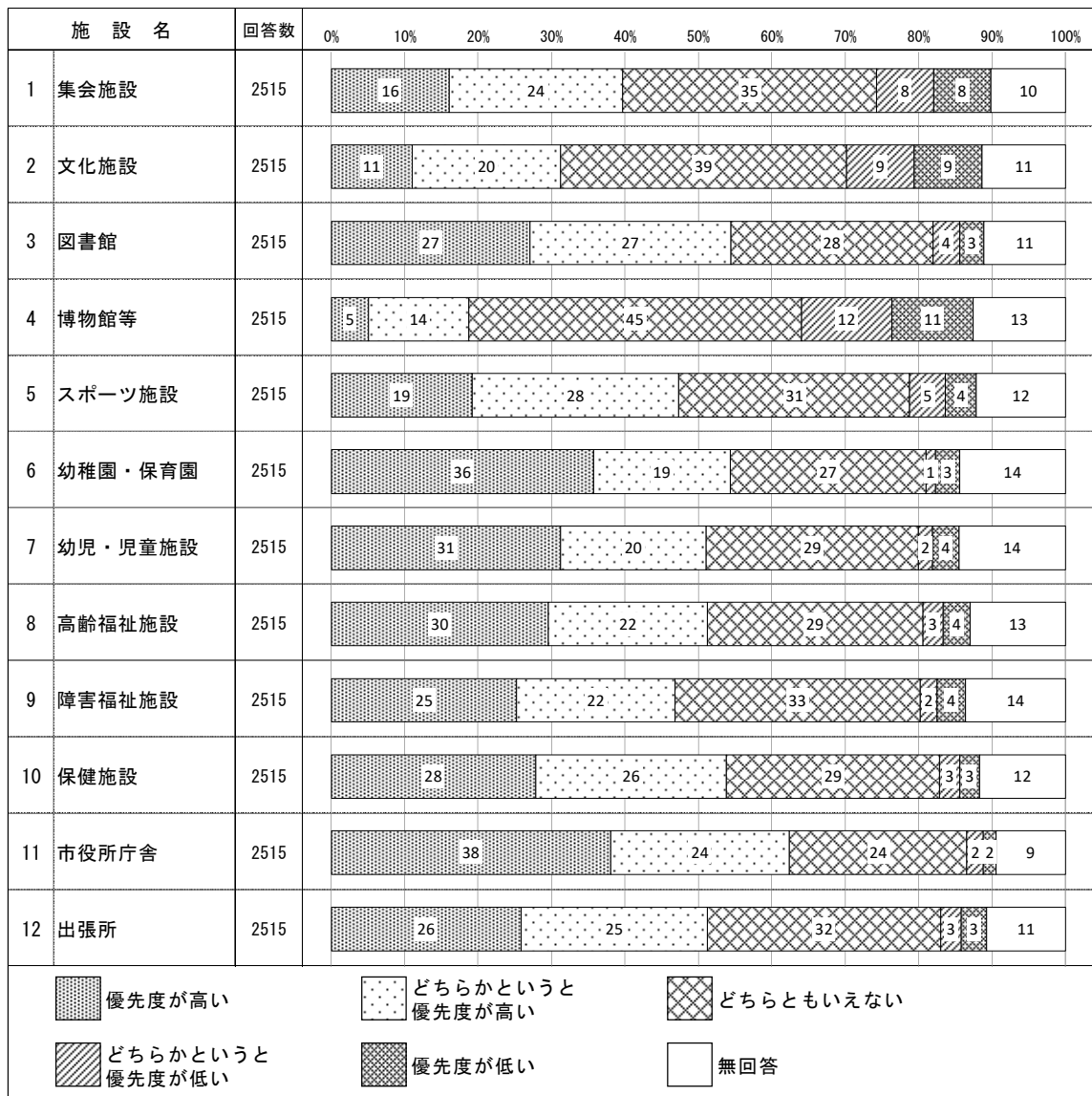
問 2-1 公共施設の満足度 ②不満の理由

「①サービス水準の満足度」で「やや不満」または「不満」を選択した場合は、不満の理由を選んでください。（複数可）



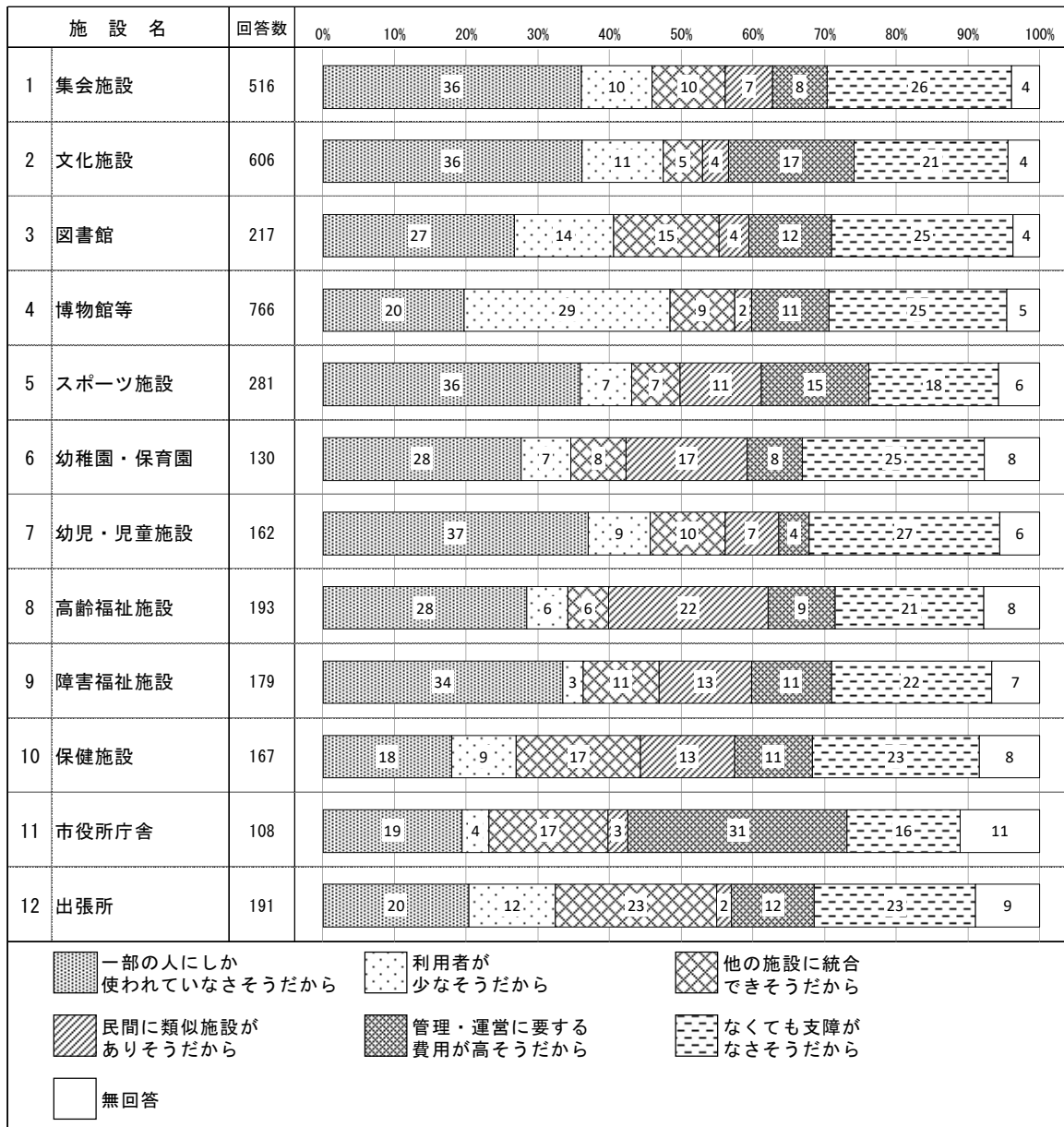
問 2-2 公共施設の優先度 ①優先度

あなたは、水戸市が将来にわたって、公共施設を存続していくにあたり、それぞれの施設の優先度（高い・低い）をどのように考えますか。



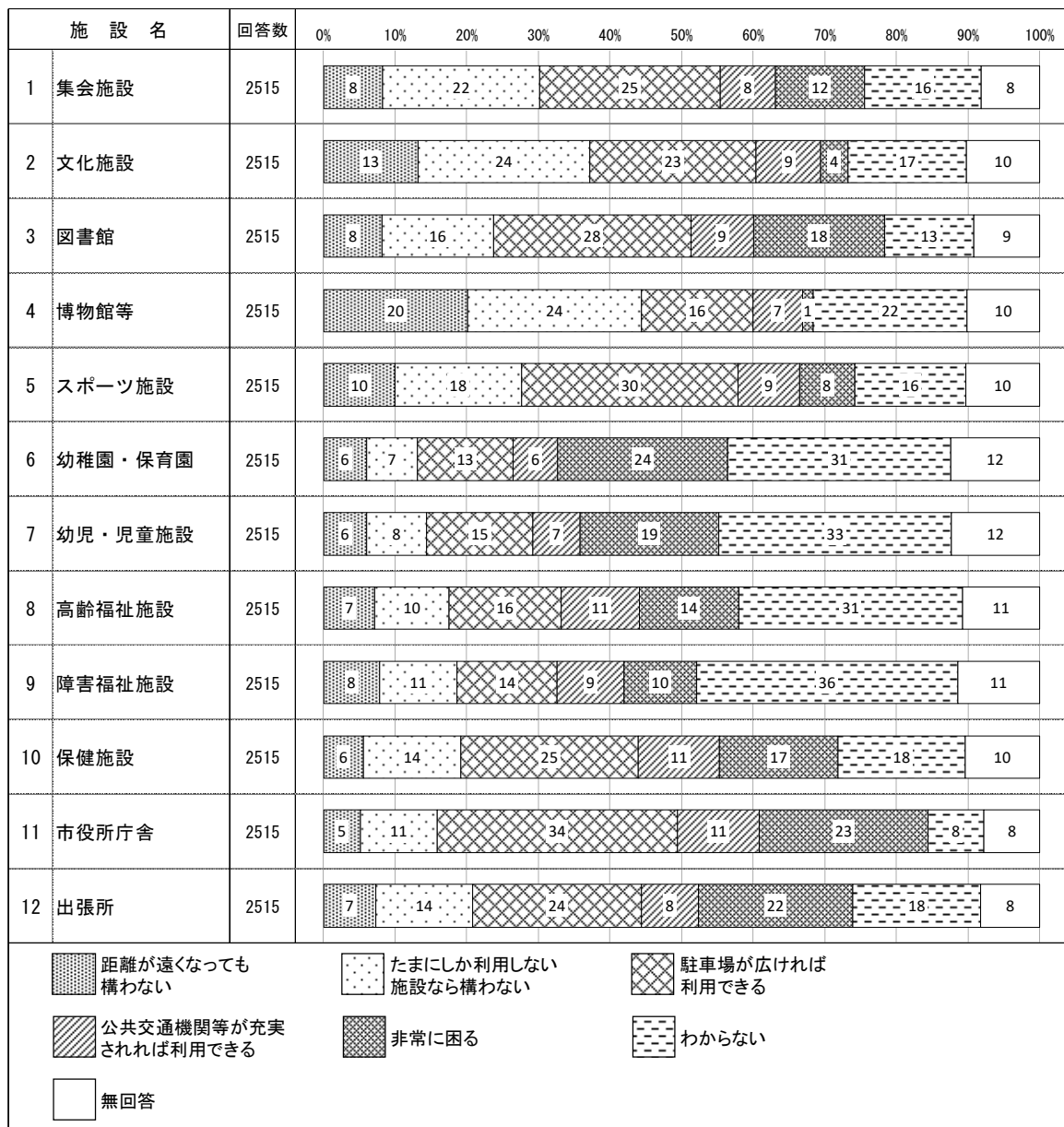
問 2-2 公共施設の優先度 ②優先度が低い理由

「①優先度」で「どちらかというと優先度が低い」または「優先度が低い」を選択した場合は、優先度が低い理由を選んでください。（二つまで可）



問3 公共施設の統廃合を行った場合の影響

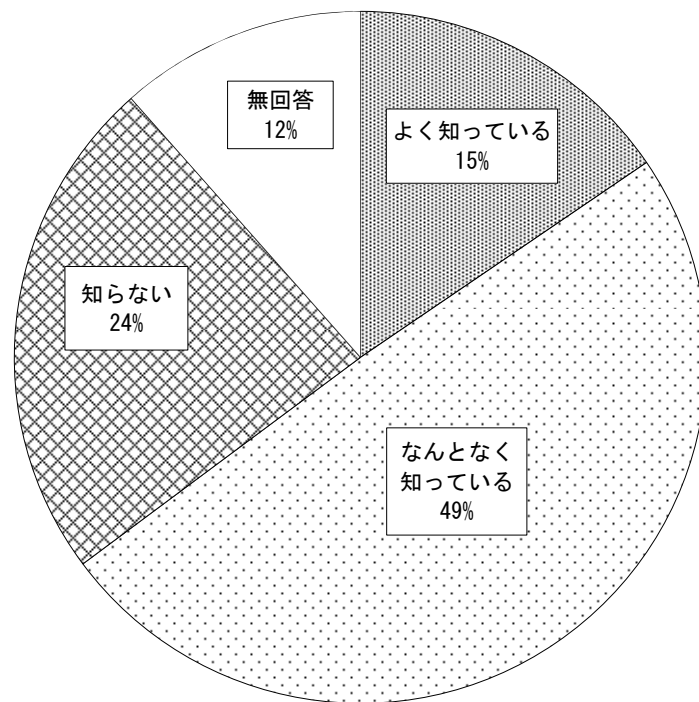
今後、もし公共施設の統廃合を行った場合は、現在より公共施設まで距離が遠くなることも考えられます。その場合、あなたは許容できますか。



問 4-1 今後の公共施設（全般）の維持・管理 ①社会情勢変化の認知

あなたは、今あるすべての公共施設や機能を維持し続けることが難しくなると見込まれている状況をご存じでしたか。

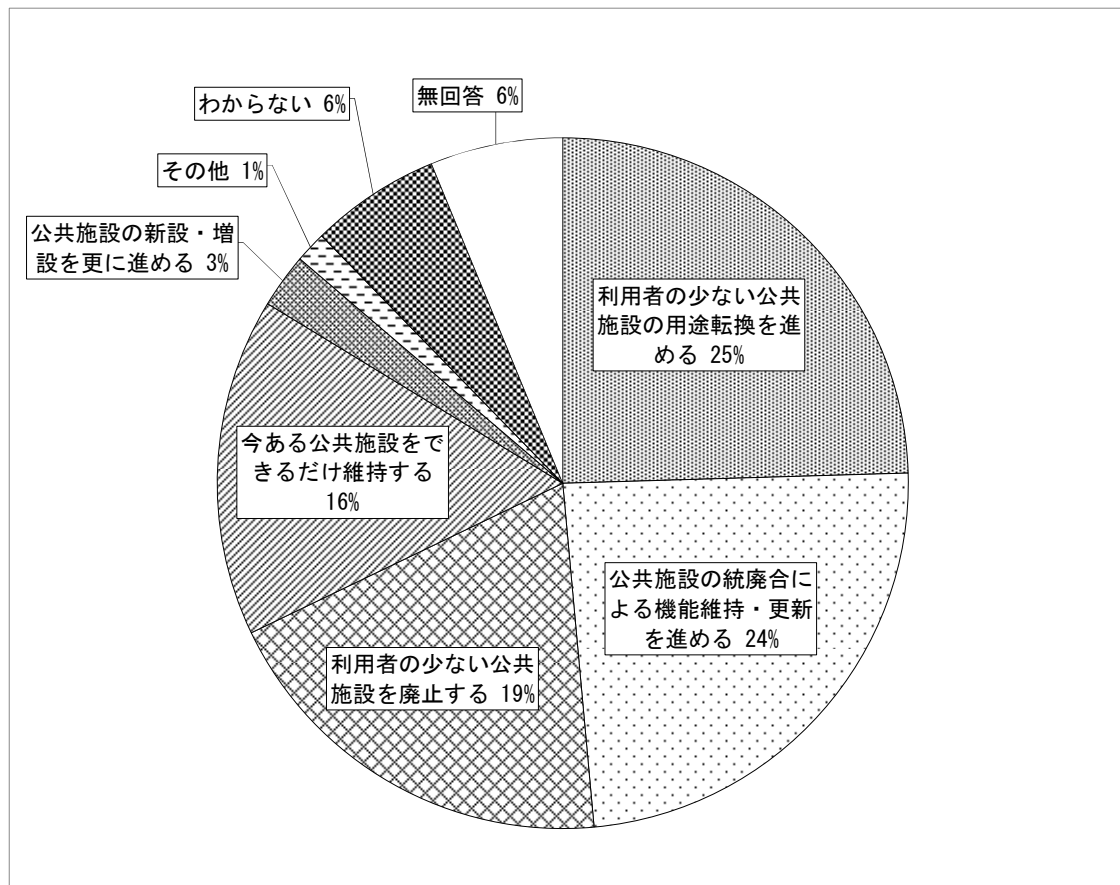
【回答数=2,515 人】



問 4-2 今後の公共施設（全般）の維持・管理 ②公共施設

水戸市の公共施設全体の管理の今後の進め方についてどのように考えますか。

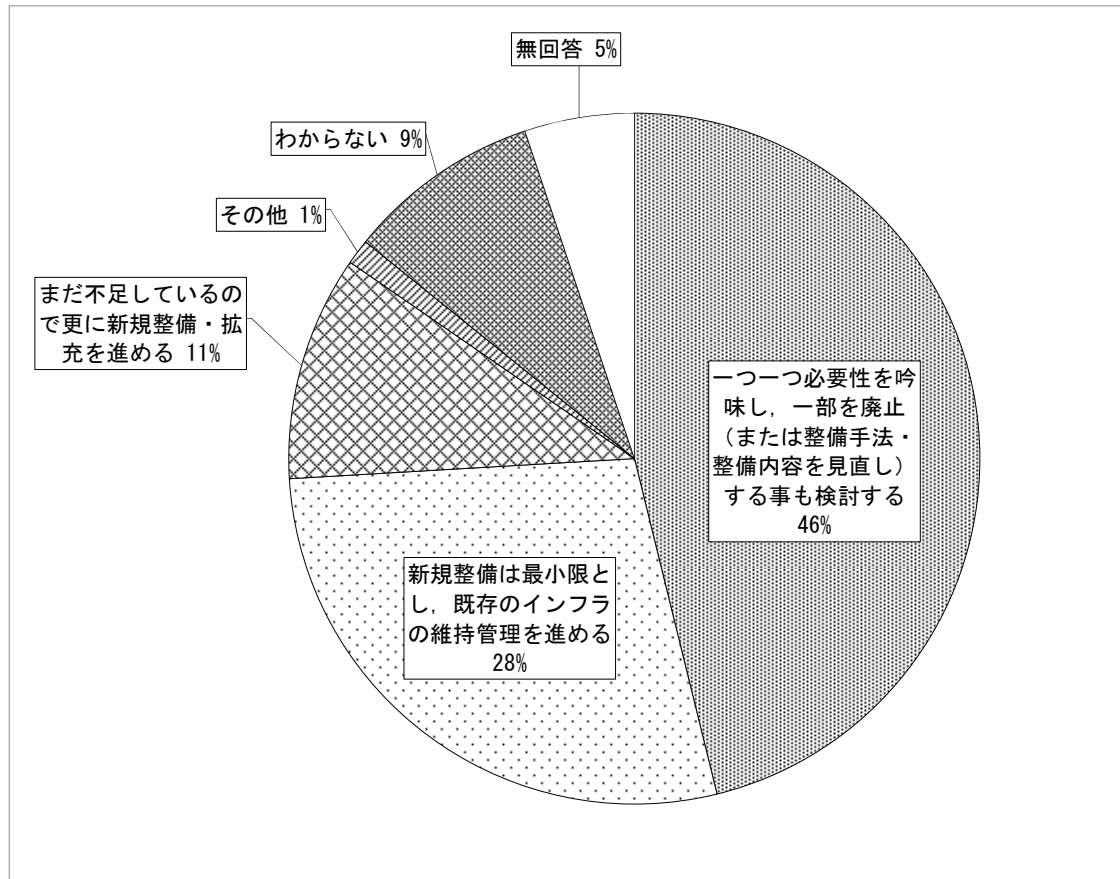
【回答数=2,515 人】



問4-3 今後の公共施設（全般）の維持・管理 ③インフラ資産

水戸市のインフラ（道路、橋、上下水道）の整備・維持管理の今後の進め方についてどのように考えますか。

【回答数=2,515人】



問 4-4 今後の公共施設（全般）の維持・管理 ④保全・活用方策

あなたは、下表に例示する「公共施設の総合的、長期的な保全・活用の方策」についてどのように考えますか。

